

161
44

國文彙

卷二

字集

特

29

國文彙卷二

七 宇

後醍醐天皇楠正成を徴し給ふ

太平記



元弘元年八月廿七日主上笠置へ臨幸成りて本堂を皇居とあさる始
 一雨甲の程武蔵ふ恐れて参り仕ふる人一人もあかりけるが嶽山
 東坂本の合戦ふ六波羅勢うち負けぬと聞ひけれハ當寺の衆徒を始
 めて近國の兵とも此處彼處より馳せ参るされども未名ある武士手
 勢百騎とも二百騎とも打せたる大名は一人も参らむ此勢ばかり小
 ては皇居の警固如何あるべからんと主上思召し煩はせ給ひて少し
 御まどぢみけりける御夢ふ所は紫宸殿の庭前と覺はれたる地ふ大赤
 る常盤木あり縁の陰茂りて南へ指したる枝殊ふ榮え蔓れり其下
 三公百官位ふ依りて列座す南へ向ひたる上座ふ御座の疊を高く敷
 き末座したる人はあし主上御夢心地と誰を設けんための座席やら

んと怪しく思召して立たせ給ひたる處ふ鬢結ひたる童子二人忽然として来て主上の御前ふ跪き涙を袖にかけて一天下の間ふ暫く御身を隠さるべき所あり但あゝの樹の陰に南へ向へる座席あり是御ため設たる玉座ふて候へは暫く爰ふ御座候へと申して童子は遙の天より去りぬと御覽下て御夢いやがて覺めふけり主上是は天の朕ふ告ぐる所の夢ありと思召えて文字ふつきて御料簡あるふ木ふ南と書きたるは楠といふ字あり其陰ふ南に向ひて座せよと二人の童子の教へつるは朕再び南面の徳を治めて天下の士を朝せしめんとする處を日光月光の示さるよと自ら御夢を合せられて頼母しく去る思召されけり夜明けれを當寺の衆徒成就房の律師を召され若し此邊ふ楠といはるゝ武士やありと御尋ありければ近たあたりに左様の名字つきたる者ありとも未承り及はず候河内國金剛山の西にふそ楠多門兵衛正成とて弓矢取りて名を得たる者は候あれは敏達天皇四代の孫井手左大臣橘諸兄公の後胤なりといへども民間ふ下りて年久ま其母若かりし時志貴の毘沙門に百日詣で、夢

想を感じて設けたる子ふて候ふとて雅名を多門とは申し候ふありとそ答へ申しける主上さては今夜の夢の告是ありと思召して頼て是を召せと仰下さりければ藤房卿勅を奉りて急き楠正成を召されける勅使宣旨を帯して楠が館へ行き向ひて事の子細を演べられければ正成弓矢とる身の面目何事か是ふ過ぎしと思ひければ是非の思案ふも及ば忍ひて笠置へ参りける主上萬里小路中納言藤房卿を以て仰せられけるは東夷征討の事正成を憑み思しめざるゝ子細ありて勅使を立てらるゝ處に時刻を移さず馳せ参る條寂感淺からざる處あり抑天下草創の事如何ある謀を廻しての勝つ事を一時ふ決して太平を四海ふ致さるべき所存を殘さず申すべしと勅定ありければ正成畏りて申しけるは東夷近日の大逆只天の譴を招き候上之襄乱の弊ふ乗りて天誅を致されんふ何の子細か候ふへき但天下草創の功は武略と智謀との二ふて候若し勢を合せて戦はゝ六十餘州の兵を集めて武藏相摸の兩國ふ對すとも勝つふとを得がたし若し謀を以て争はゝ東夷の武力只利を摧き堅を破る内を出でず

是欺くふ安くして怖るゝふ足らざる所あり合戦の習ふて候へば一
旦の勝負をバ必しも御覽せらるべからず正成一入未生きてありと
聞召され候はゞ聖運遂に開かるべしと思され候へどたのもしげに
申して正成は河内へ歸りふけり

高山彦九郎乃傳

筆のすさび

彦九郎は上野新田の人あり余はたち許の時來りて一宿そ其話中古
より王道の衰へしふとを嘆きて甚しき時は涙流をあす歴代天子の
御代山陵まで暗記して一つも誤らば乱世には武者修行といひて天
下を周遊する者あり今治世あれば徳義學業の人を尋ねありくも少
年の警古ありと思ひて六十余國を遊觀せんと志し一冬拾衣一つを
着て露宿して試みし小風をもひかざりしふよりて出遊をはしめし
ありといふ其人鼻高く口ひろくさけたかし總髪あり此人備前の閑
谷の學校ふ宿して其學制規約あぞを尋ねしかを教授の人本一冊を
出だして示し其翌早くかの寝たる所ふゆきて見れば彦九郎はあは

燈ふ對して其本を寫しいまだ半頁ばかり残りたるをやめて寫し
終へぬ凡五十葉許の寫本ありしよしろれよと播磨より赴き姫路の北
郊ふ相識の人ありて一宿す翌日晚際ふいとまを乞ひて出でんとす
るを主人止めてときは節季あり日はくれかゝれば明朝たゝれよと
いへども但馬ふゆきて年内ふ京へ出てゝ内侍所の御神樂を聞くふ
日數限りあればとて強ひて出でしか扱其翌春かの姫路北郊の百姓
小罪ありて獄ふ入り其赦され歸りて獄中のふとせもかたる中小山
賊と同一獄ふありていろゝの話ふそふら多年山賊をあして深山
小夜をわかしてたそはしき獸あどふあひしかと問ひし小賊のいゑ
るは十有餘山小棲きて一度もたそろしき者を見せ唯一度みれあり
去年何某夜何某の山中ふたゝをみ人を待ちしふ大ある男一人出て
來るを見て吾等四人立ちふさがりて酒錢を乞ひしふ其人大音まで
慮外者めと叱りて傍ふ人あさがごどくのかゝとして過ぎ行しか
を四人たのゝ尻もちゆき暫く物をもいはざりき其聲の大きき山
又響きてすさまじく稍ありて其人を見れば半町許もゆき過ぎて跡

を見かへりし眼光までたそろしき事限りありき是も天狗を
 いふ者ふてもありつらめといひき其賊の顔もたろろしげありきと
 此事を彼主人きゝて月日を數へ其時刻と其地とを考ふるふ其人は
 必彦九郎あふんかの山中を節季の夜半よ一人すぐる人外ふはよも
 あらじと舌をまきよし彦九郎江戸ふありし時新田のあたりよ百
 姓一揆起れりときゝて取るものもとりあへず急ぎ歸る頃は未すぎ
 申の時許ありしが相識人のもとよ立ちよりて其人の妾にしかくと
 語りて出づ其夫のかへるを待ちつけて其由をいふふ其夫驚きて夫
 はきゝ捨てあら彦九郎は正直よて氣はやきをのみあれは事ふよ
 りては命を捨てんも計りがたし吾はふれより追ひ付て事をはか
 らん汝いたれかれふも告げしらせよといひつゝ出でゆけり夫より
 人々ふいひつぎて追々にしたひゆく程ふ凡同志の輩三十人許夜道
 をいとはせ路程二十里あまり彦九郎は翌早く走り着きぬ外も追々
 午時をかりふ追ひつき集まりまが一揆は既ふをさまりしかば晚ふ
 打ち連れて江戸へかへりし由頼萬四郎其るろ江戸ふありてくはし

く其事をしりて此輩乱世よあらば一方をふりむけて大功をたつべ
 しと時々かたりて嘆稱す扱其地ふ偉人あるの村吏あせの惡むまを
 いづかたも同トよとある彦九郎が郷里はある御旗本の領地あり
 其名主年寄あといふものいふいひれしかある時領主の邸へ呼
 び寄せて彦九郎は百姓よて平生長き大小を横たへ家業を勤めす書
 物のみ讀むは不審の者よて門側の一室ふれしめめて數月の間たか
 るふ小懇意の朋友酒肴を携へ問ひ來るもの虚日あしある日大府の
 一有司の邸ふ召されて其方何故よ諸國を遊行し名ある人を尋ねゆ
 くか子細あるべし一々申上げよと命せられければ彦九郎乱世ふと
 武者修行といふ事の候由承り候今太平の御代ふ候へを諸國ふ名あ
 る人を捜し求めてよき事聞かんとするふて候其よき事と申せも忠
 孝の事より外ふても候はせと申しければさらひ此書を講釋せよと
 論語一卷出だされけるふ彦九郎ちつとも應せを辨説あさやか小講
 説終りけるふよりてまたもとの領主の邸に下されけるかくて數日
 ありて又かの有司の邸ふ召されて講釋させられて次の問ふ人あり

て其説をかきとめらる其後また數日ありて召し出たされて命せられけるは其方事苗字を名のりて大小を帯し諸國遊歴する事くるしからざる旨命せられけりその後年を経て薩摩に遊びてかへるさ久留米の何某か家小宿りて腹切りて死ふけり其故をしらぬ或人の話よ村吏の誣ひし事を何の尤もなく免されし何某侯の當途の時あり其後かの侯職を辭したまひければ其身も便なきことと思ひて失せよけるふやとされど命を捨つる程の事ふもあらざるべきに猶此人の奇事偉行聞き及びし事もあれどよくも覺えざれば録せむ

松平伯耆守へ上る書

近藤正齋

私墓地構之内洞穴之差置候甲冑を着候石像之儀は去る寛政十年午年蝦夷地爲御用彼地に被差遣候砌東は魯西亞國境西は韃靼國境迄罷越地勢見極右異國境御取締之筋可申上段御主意小付我壹人罷越候節夷狄之於地非常之節甲冑弓鐵砲相用は當然小候得共我小身者之儀故鐵砲は伺之上持越申候則松前より東海

凡四百餘里エトロフ島と申候古來日本船更往來無之離島小候得共我儀初而渡海仕猶夫より先島々へ相進候手配之處大勢是迄往來も無之程之場所小而格別難海荒汐之瀬戸小私壹人繩織之夷船に乘風波を凌押渡候儀故若身を海底小沈め骸を鯨鯢小葬候共匹夫下臈之身柄も同様小而は武門之耻辱のみに無之御用先御威光にも拘り候儀と於中流甲冑取出し着用仕加之先年アツケシと申處の首長イトコイと申者夷人を殺害之上甲冑をも用意仕手下七八十人召連同島へ立籠居候小付毒矢射かけ可申も難計段案内之夷人申聞候間猶更致用心甲冑之儘上陸仕候其節ハ八朔小而生憎大風荒吹四方に逆浪捲上夷船は水底に沈候如く汐風強故鬚髮半面如霜相成夷人も半死半生小而船押候得共渦卷候沙路何分搦取不申既小覆弱小も可及處私儀甲冑之儘長刃を抜夷人を指揮仕船方於不精忽打捨可申旨申渡九死一生よて漸渡海仕中々以只今書面小相認候様ある緩ある事小は無御坐候其段歸府後立花出雲守殿へ委細申上候處松平伊豆守

殿御咄被成候得ハ覺悟宜敷御尊候段御同人私へ御物語小御坐
候一躰「エトロフ」島之儀は古來更小往來無之離島故私罷越候砌
も初而日本人を見請候程之偏境ふて百年來露西亞より段々手
小入同所夷人を手懐け其風俗も彼國之髮形着服小仕立又鉄砲
を渡置候も有之既小露西亞小蠶食併合せらるべき様子小相見
候處私儀着岸先以計略右之鉄砲佛像とも取上露西亞人建置候
榜示并邪宗門之印杭等打倒し右品は江戸表に相廻し御用部屋
に差出申候且彼國之風俗小相成候夷人共を伺之上日本風俗小
相改剩日本之表柱を「カムイワツカオイ」と申高山へ押立其段も
言上小及び其外魯西亞人へ服屬候「チコフカ」と申嶋の夷をも歸
服爲仕候上私一手小而周廻凡二百三十里之孤嶋を新規開發仕
濱方十七ヶ所迄取立夷人撫育徳化を施申候當時小而は土人も
近藤島と申あし候由及承申候右舛遠海離島小於て夷人を引請
猛獸之群小立入夷狄を屈服爲仕殊小後詰之助も無之不敵小夷
狄之内に私只壹人罷在候儀小付度々甲冑弓鉄砲相用御威光を

示し候儀小御坐候後小は土人共私異名を「コンカチコヤンカム」
と申候趣小御坐候夫より十ヶ年後私小普請方相勤罷在候節文
化四卯年蝦夷地へ魯西亞人來寇及乱妨候砌右爲御用又候儀小
蝦夷に被差遣候處其砌は騷擾後南部津輕兩家人數は勿論佐竹
勢庄内共甲冑弓鉄砲懸引陣立堀田攝津守殿御見分も有之程之
儀小而私儀は松前より西海凡二百里許之奥蝦夷地「リイシリ」島
近魯西亞人乱妨之場所爲見分可能越旨堀田攝津守殿御旅宿小
於て被仰渡則彼地の罷越右御用向相勤候上韃靼國境爲取調同
國へ往來仕候「カラフト」夷人共相乱候砌異國防戰之手配最中故
數度甲冑着仕候右は甲冑相用候程之儀小候得ば一所懸命之覺
悟小及候ハ勿論ふて其段は御掛若年寄中は勿論世上之人々も
存知罷在候儀小御坐候右之通泰平二百年之御時節小當り御奉
公筋小而十ヶ年之間再度甲冑着用仕異國境又は外寇之虎口に
罷出且は漫々たる水海風波の難を凌ぎ渺々たる霜雪を禱と仕
或は地理を見究候爲「イシカ」河原より深山幽谷百八十里之間

是迄人跡無之處之雪野に宿り山越仕「カムクン」と申大難所ふ而破船覆弱ふ及び御朱印迄も水中ふ濡候程之次第ふ而數日糧米を絶魚食而已仕其外極寒中ふ通船無之處は氷之上を歩渡雪中丸小屋に野宿仕又「クナシリ」島「アトイヤ」と申所より「チモロ」迄凡九十里余急御用ふ而立戻り節々夷船ふ不遑候畢竟國境之地勢相糺爲可申人跡無之深山幽谷ふ踏入古來往還無之離嶋へ押渡御要害之節專要ふ取調私壹人之微力を以東夷西戎を折衝仕候意外右様人不知艱難ふ出逢候儀ふ御坐候是併於武門は無比類勤勞と存候得ば弓矢之面目不過之御威光之程難有責而は子孫へ武功之程をも相傳彌忠勤を勵せ可申と右様肖像を彫刻仕り死後は棺中へ埋候心得ふ而御坐候然處私式之小官微祿ふ乍罷在身之程をも不願古名將勇士之武功を慕ひ候迎不相應ある重き御用向をも相勤只管天下國家之爲忠勤可仕と粉骨碎身東夷西戎を横行仕異國御取締之節最初私見込通屹度相立候上元來寛政巳年文化元子年兩度松平伊豆守殿戸出采女正殿へ東西蝦

夷地御所置之儀私存寄之趣御取用ふ相成則右御用被仰出松前上地同所奉行をも被仰付右御用先ふたひて現在甲冑相用候程之烈敷御用無滞相勤候儀ふ御坐候處犬馬之骨折は鷹隼と違ひ天命不遇とは申あから私堪情薄き生質も候哉年來ふ不相應老折ふ及び邊塞之霜雪ふ氣血枯候哉白髮蹉跎ふ罷成聖時之御時節功官は有之間敷候得共邊功も水の泡ふ相成其上又去巳年(文化六年)四月勤方不相應ふ付小普請入差扣被仰付候乍去老而は彌壯ふとは心懸候得共天命何程も可有之哉然は右子孫へ武功之形見を殘し彌忠勤之志を進爲起候端ふも可相成哉と建置候寸志之石像も是亦不相應と申事ふ候は、右石像ハ笹ふのせ東海ふ爲浮候而も不苦候右石像は所謂鹿之角之前立物小事寄候節ふは無之輪貫前立物ふ私家紋鹿之抱角金紋打候譯前書之次第ふ御坐候右御噂ふ御坐候趣ふ付此段申上候以上

午十二月

本多忠勝見付ヶ原を退く

元龜三年六月、武田大膳大夫入道信玄、三河遠江を打從へんと、甲斐國を立ちて多々良飯田の城を落す。御方の人々此由を聞きて、敵の様を窺はんと見付ヶ原に打出づ。思ふふも似ぬ多勢にて間近く陣をとつてけり。信玄御方の勢を見て、いかふも相謀りて、敵一騎も漏さず打取れと下知す。一勢に打て出て、此方こなたに向て進み來る。ふゝ内藤三左衛門信成御方の人を制して、三河遠江の兵都合八千とふそいゑ、それが中、ふゝ來るもの四千ふや餘るべき、敵の勢は三萬餘、しかも信玄といふ古武者に向て、我等大將もましまさぬ軍して、軍仕損する程あらば、敵は定めて勝ふ乗りて濱松に至らん、僅か残る御勢にて軍し給はんふと、難かるべし、一先爰を引返し、信長の加勢を待て後軍とし、八千人が先がけして戦はんふ、いかふ勝軍せでいあるべき、去りあがら、間近く寄せあふたる軍、全うて歸らんこと、信成いかふも叶ふべからず、誰か候、人々下知して引かせ給へ、といふ。忠勝今年廿五歳、黒絲威の鎧、小鹿の角うつたる冑を着、蜻蛉切といふ鎗を馬手の脇わきに搦にらむふで

二反ばかりに推寄せたる、敵御方の真中、小馬を靜かよ歩ませ入れ、御方を下知して引退き、見付の人家に火を掛けて、濱松にふも歸りける。忠勝が振舞敵御方の目を驚かす敵の方より見付の阪に札を立て、家康に過ぎたるものか二つありからのかしら、小本多平八と書付けける。

遣唐使虎を殺すこと

宇治拾遺物語

今は昔、遣唐使ふてもろふし、小渡りける人の、十ばかりある子を、文見であるまどかりけきを、具して渡りぬ。さてすぐしけるほど、小、雪のいと高くふりたりける口、あるきもせで居たりけるふ、ふのちこの遊小いで、いぬるが、たそく歸らざりけれを、あやしと思ひて、出で、見れば、あしがたうしろの方からふみてゆきたるよ添ひて、大ある犬の足形ありて、それよりふのちこの足がた見え、山さまふゆきたるを見て、ふれは虎の喰ひていきけるあめりと思ふ、爲ん方あく悲しくて、太刀をぬきて、足形を尋ねて、山の方ふゆきて見れば、岩屋の口、ふのちを喰殺して、腹をぬふりて伏せり。太刀をもちて走りよれば、得ふけてもいかで、かいかいまりて居たるを、太刀よて頭をうてを、鯉の頭

をわるやう小われぬ、次小またそばさま小、くはんとて走りよる背中をうてば、背骨をうちきりて、くたくとあしつ、さて子をバ死たれども、脇ふかい挟みて、家又歸りたれを、その國の人々見て、おぢあざむると限あし。もろこしの人は、虎ふあひてよくる事だ小難きよ、かく虎をば打殺して、子を取返して來たれば、もろみしの人、いみぢき事ふひてあほ日本の國又は兵のかたはならびあき國ありとめでげきど子死ければあふ、かはせん

大納言師賢偽装して叡山に向ふ

増鏡

阪本小は、行幸を待ち聞え玉ひける小、引たがへ南さまへおはしましぬれば、其由衆徒小聞かれあば、悪しかりぬべし。先づとまれかくまれ誠のたのしまし所を、あぬなく武家を知らせトのたばかり小やあらむ。花山院の大納言師賢を山へつかはして、忍びて御門のおはします由小もてあいて、かの兩親法王、事行ひ玉ひつゝ、六波羅の兵どもの圍みをも防おせ玉ふ。其日は大納言も大塔の前座主の宮も、うるはしき

武士姿ふいでた、せ給ふ。卯の花ねどしの鎧小、鍬形の兜奉りて、大矢負ひておはする。妙法院の宮は、すゞしの御衣の下小、萌黄の御腹巻とかや着玉へり。大納言の、唐の香染のうすもの、狩衣よ、搦馬の赤き腹巻をすかして、さすが小蒔繪の細太刀をぞ佩き玉ひける。六波羅より帝ふ、よおはしますと心得て武士ども多く参り圍む。山法師も戦ひあどして、海東どかやいふつものうたれ小けり。事のはぢめ小東失せぬる、めでたしなどぞいふゆる。う、れども、帝笠置小おはします由程あく聞えぬれば、謀られ奉りよけるとて、山の衆徒も少々心變りしぬ。宮々も逃げいで玉ひて、笠置へぞ詣で玉ひける。大納言はみやゑへまぎれおはずとて、夜深く志賀の浦を過ぎ玉ふよ、有明の月くまなく澄と渡りて寄せかへる涙の音もさびしき小、松ふく風の身ふしみたるさへ、どり集め心細く、

思ふよとあくてそみましのくゝと

わりあけの月の志賀の浦波

其後辛うじて笠置へたどり参られける

後醍醐天皇笠置山を落ち給ふ

去程は類火東西より吹き覆ひて餘烟皇居に懸りければ主上を始め進んで宮々卿相客雲皆徒跣ある體にて何くを指ともなく足小任て落行玉ふ此人は始一二町が程を主上を扶け進らせて前後に御供をも申されたりけれ雨風烈しく道闇くして敵の鬨聲此彼に聞えければ次第に別をくふなりて後には只藤房季房二人より外は主上の御手を引進らする人もあし忝くも十善の天子玉體を田夫野人小替へさせ玉ひてそゝも知らを迷ひ出させ玉ひける御有様ある淺ましけれ如何もして夜の中赤阪城へと御心計りを盡されけまども假ふもいまだ習はせ玉はぬ御歩行をれば夢地をたどる御心地して一足ふは息み二足ふは立留り晝は道の傍ある青塚の陰に御身を隠させ玉ひて寒草の疎あるを御座の茵とし夜は人も通はぬ野草の露分け迷はせ玉ひて羅殿の御袖を乾わへず兎角して夜晝三日ふ山城多賀の郡ある有玉山の麓まで落させ玉ひてけり藤房季房も

三日まで口中の食を断けれを足たゆみ身疲れて今は如何なる目小遇ふとも逃ぬべき心地もせざりければせむ方なくて幽谷の岩を枕ふて君臣兄弟諸共小現の夢に臥玉ふ梢を拂ふ松の風を雨の降るかと聞召て木陰に立寄らせ玉ひたれば下露のはらくと御袖に懸りけるを主上御覽せられて

さして行く笠置の山をいでしより
天が下ふはかくれ家もあし
藤房卿涙を押へて

いかふせむ憑む陰とて立よれば

あは袖ぬらすまつの下つゆ

山城國住人深須入道松井藏人二人は此邊の案内者ありければ山々峯々残る處なく搜ける間皇居隠なく尋出されさせ玉ふ主上誠に怖しげある御氣色ふて汝等心ある者ならば天恩を戴て私の榮花を賜せよと仰られければさしもの深須入道俄に心變して哀れ此君を隠し奉てて義兵を擧げやと思ひければども跡に續ける松井が所存知れ

かたかりける間事の漏易く道の成難かゝむ事を憚て黙止けるみそ
うたてけれ俄の事小て網代の興だも無りけれを張興の怪しげある
小扶載進らせて先南都の内山へ入奉る其體只般湯夏臺小囚れ越王
會誓小降りし昔の夢小異あらず是を聞是を見る人ごとよ袖を濡さ
ずと云事無りけり

義經院參

盛衰記

東國ノ武士門外ニ馬乗ナガラ築地ヲ見上ケテ高聲ニ鎌倉兵衛佐頼
朝ノ使舎弟九郎冠者義經宇治路ヲ取テ馳參セリ御奏聞アレヤト申
ス業忠嬉シサノ餘ニ手ノ舞足ノ蹈ミ所ヲ忘レテ急キ下リケル程ニ
悪ク飛デ腰ヲ損シテニガミ入りタリケル顔ノ氣色イト笑ハシクグ
見エケル叱々御前へ參テ義經ガ申狀具ニ奏聞シ申シケレハ法皇ヲ
始メ參ラセテ人々大ニ悦ヒ門ヲ開カレタリ義經以下ノ兵六騎門外
ニシテ下馬ス御氣色ニ依テ中門ノ外御車宿リノ前ニ立並ヒタリ法
皇ハ中門ノ羅門ヨリ窺覽アリ出羽守貞長ヲ以テ六人が年齢交名住

國ヲ開召サル貞長ハ狩衣ノ下ニ紺絲威ノ腹巻ヲ着シ立帽子ニ障物
作ノ太刀脇ニ挾テ出ケルガ太刀ヲハ御所ノ簀子ニ立テ御氣色ノ次
第ヲ相尋ヌ赤地錦直垂ニ萌黄ノ唐綾ヲ疊テ坐紅ニ威シタル鎧着テ
鍬形ノ胄下人ニ持セテ後ニ在リ金作ノ太刀帶タルハ鎌倉兵衛佐頼
朝舎弟九郎義經生年二十五歳今度ノ大將軍ト名乗ルニ合セテ鎧ノ
袖ニ南無宗廟八幡大菩薩ト書付ケタリ寔ニ軍將ノ笠印ト見エタリ
薄紅ノ紙ヲ切テ弓ノ鳥打ノ裡ニ左卷ニツ卷タリケル青地錦直垂ニ
赤威ノ鎧ヲ着備前作りノカウ平ノ大太刀帶タルハ武藏國住人秩父
末流畠山庄司重能ガ一男次郎重忠生年二十一ト名乗ル菊閉直垂ニ
緋威鎧ハ相模國住人澁谷三郎重國ガ一男右馬允生ノ運命ノ盡ント
スル時筒様ノ事ハ思立ッ事ニテ侍リ老子ノ詞コソ思ハレ候ヘ功名
稱遂不退身避位則遇於害ト申セリ彼漢蕭何ハ勳功ヲ極ルニ依テ官
大相國ニ至リ劔ヲ帶シ冠ヲ着ケナガラ殿上ニ昇ル事ヲ免サレシガ
ドモ叡慮ニ背ク事有リシカハ高祖重シ禁ノ廷尉ニ下シ深ク罪セラ
レキ加様ノ先蹤ヲ思侍ルニモ御身富貴ト云ヒ榮花ト云ヒ朝恩ト云

ヒ重職ト云ヒ極メサセ御座ヌレハ御運ノ盡ル事モ難カル可キニ非
ズ富貴之家祿位重疊猶再實之木其根必傷トモ申ス心細クコソ覺エ
候へ噫呼邦無道富貴耻ト云フ本文アリサレバ重盛何カ命生テ乱
世ヲモ見ルヘキ唯速ニ頸ヲ召レ候ベシ一人ニ仰付ラレテ御坪ニ
引出サレテ重盛が首ヲ刎ラレン事安キ事ニコソ候へ人々是ヲバ如
何聞給フヤトテ又直衣ノ袖ヲ絞リツ、泣々諫申サレケリ是ヲ見給
ヒケル一門ノ人々モ涙ヲ流シ袖ヲ絞ラヌハ無カリケリ

本多重次家康を罵る

藩 翰 譜

一説小同じ廿日關白殿駿河の國府の城小入り給ふとき徳川殿長久
手御陣より参り給ひ御對面の義あり重次此所小参りて關白の御家
人あまたをみ居たる處小て徳川殿の御うしろより参りて立ちはた
かり大き小聲をいから^芝「やあ殿よ殿あつはれ不思議をふるまい給
ふよ國をも保たんぞる人が我住城を打明けてしむしも人ふかす事
やある其掟小ては人のからんといはんふは一定北の方をもかし給

はんずるよあかし給はんずるよあ」と罵り、立ち歸る徳川殿人々
よ打向ひ給ひ今の老人申たる條を聞き給ひてこそ候ふらめあの老
人と申すは本多作左衛門重次とて家康累代の家人家康の幼きより
仕へぬ年若き頃より弓矢取ては人々ふも知らさ候ひしが今は見給
ひしやう小年も強うよつて候されば家康も不便の者小存ずといへ
とも天性わがまゝの根生小て人をむ人も思はぬ人々の聞き給ふ
所小てだ小かく家康をよどがましよう申すまして只二人うちむかう
たる時の事思ひやり給ふへし常は如何ふも候ひをむいかで今日し
もかゝる奇怪をば振舞ふべき人々の思ひ給はん所耻しう候と仰け
れをありあふ人々一同小此人の事久しく承せ及ふといへとも見さ
ふらひしは今よろ始あれ誠小聞きしよまさりて候ものか事新し
うは候愈ともかゝる御家人の候ふ事たぐもかしう覺て候と式代
せしといふ案する小重次海道の諸城修理の奉行たり此城かし給ふ
よといかて知らざるべき然るふかく京家の人々の集まし所小して
思ふ様にいひ散したる事誠小さる智深き人あり重次小あらずして

は及ふまじされむ此説あやまるべからざる小や

筑山奉盈先生よ上る書

頼 山陽

任幸便一筆奉申上候殘暑之節益御勇健被遊御座候哉承知仕度
 奉存候其以來は打絶不奉伺背本意罷在候誠小去臘は卒遷之義
 に而委曲申承候隙も無御座何様色々御世話被遊被下御別之
 刻も御親切之條々心肝小銘ト今小如在目前難忘奉存候其後も
 度々御噂共被成下候趣愚方方申越候誠に愚父へ御舊交も御
 座候へども小子幼少より御懇意小被仰下御馴染に被思召下有
 之故小や箇様之者をも御見棄不被下候段身小餘難有奉存候
 是乍併私之御心小無之公之御心小而御國之者小御座候へ心一
 人に而も御捨不被成と乍憚恐察仕候右小付御禮旁々愚父方迄
 書狀差出并詩文等不つかあがら奉掛御目候是も愚父指圖小
 御座候然處別段小心事内々申上度儀而外手筋より此書差上申
 候全躰積年之私所行誠に童心とや申べく東西をも不辨義口之

齒小も不可懸義小候其後御慈悲を蒙候節も何角と御恩に預り
 候義是又今更難盡筆紙候誠小父義土民より御取立を蒙り外諸
 士よども御國恩海山小御座候へば其子たる者粉骨壘身仕候而
 も御奉公仕可申答小御座候處右之通之身分小相成致方無之又
 假令再御使被遊被下候義萬一出來候ても生得多病弱質之私少
 之事も耐兼申候故自身小甚無覺束奉存候強而相勤候而事を
 傷り不孝不忠を増し候様之事も難計且又私一家重疊官祿を忝
 仕候義故一人は浪人仕候方天道小も叶可申候又御奉公仕小せ
 とも御報恩之致方無之とは不可申自身小是程の事はたしか小
 出來可申と存候事にて尺寸之報を心懸居申候事に御座候經書
 講釋等も不得手之義得手と申候ては史學と文章に御座候是小
 て少々小ても御國之御用小相立候義仕度即籠居以來日本外史
 と申武家之記録二十卷著述成就仕居候へども是は區々たる事
 小て引用の書なども不自由私心に備不申愚父壯年之頃より本
 朝編年之史輯申度志御座候處官事繁多而十枚許致かけ候儘

以而相止申候私義幸際人小御座候故父の志を繼此業を成就仕
 日本小て必用之大典と仕藝州之書物と人小呼せ申度念願小御
 座候此義三都小居申候而書物を廣く取集め多聞の友を多く取
 不申候而は出來仕らぬ事小御座候水戸日本史ととも江戸に史
 館御建被遊候は此譯又御座候右史館とともは大造之義に候故私
 一分よて朋友門人ととも相聚仕上の義は手覺御座候少しも御
 上の御物入等累し申義は無之候其上凡う古より學者之業を成
 申地は三都之外と無之候如何ある達人よても田舎藝は用よ立
 不申候聞齋仁齋徂徠ととも之様の業は都會あらでは出來不申候
 如此人よても左様小候へばまして凡人は猶更之事小候不肖の
 私小御座候へども何卒右之場所へ出名儒俊才小附合申候而學
 業成就名を天下小舉末代までも藝州の何某と被呼候は、螢火
 小て月光を増候譬ふて少は御國の光とも可申候何分學者と
 生れ三都小居不申は暗闇小居申も同前小御座候故幸々様之不
 用の一人小相成候故今生之思出小大場へ罷出正學を以四方靡

せ申度事生前之念願不過之奉存候此義は數年來一日も難忘思
 込候事尊公様にも御承知之義小て先年も私々様之身分小相
 成候上は却て本義を遂候義出來可仕と被仰聞候故夫を樂み月
 日を送り申候處彼是と小十年ふも相成懸り黙々と不面目暮ま
 居申候去冬此方へ參候一件家長共私へ一向知らせ不申間際よ
 相成漸發言仕候私好み不申事小御座候へ共已小願出の義今更
 辭退も難仕急小退立られ罷越候其以來書生の世話無怠仕候へ
 ども何分不納得之義小御座候へばつまらぬ者小御座候誠小草
 原小て馬子牛飼之外は談話仕候人も無之扱又福山之家中小應
 接仕候節も不面白事のみ小御座候それいともあれ廣嶋小居候
 節はまた時節も有之候は、都會へ出候事も出來可申と空頼と
 小存居申候處爰元へ參候ては其頼も絶果申候故日夜悲嘆仕候
 事小御座候然處福山之公邊ふてい私を取放し不申様小役人共
 寄合彼是と談合仕私小知行取ふせ士儒小取立申度旨内意皆先
 生より被申聞候先生小は私所存を御承知無之不仕合之私故是

は宜敷事有付申候事故承引可仕旨被勸候私對申は是は案外之事を承申候私奉公出來之身小候へ本國ふて仕可申等之義に御座候本國ふても奉公不仕候上は如何様之御勸小而も決而此義可仕様無御座候旨答申候へば夫は小國故嫌申候哉小國ふても俸祿は随分宜敷旨被申候故私は義之字を申候義小協不申義小候へ心警加賀薩摩より所望小預り候ても見向も不仕了簡よ御座候大恩の本國小尺寸之勞と盡し不申他國ふてお先く
と出仕候事私畜生小御座候は可仕荷も人小而御座候へ心何の面目小而天下之人小對し可申候と申切候扱又私小妻をむかへ申候様被勸候此義も辭退候譯は私義長子と生れ父之家を繼父を安穩おらしめ候筈之處簡様之身分小相成他所へ參り申者小候へバ常並の人間の暮しを仕候ては天罰可畏候生涯妻縁不仕不自由ふて自罰之積りせめて之申譯小仕度奉存候故此義も相斷置申候扱又私義福山家老の方へ詩會小罷越候節客方のおまらひと存居申候菅太中養子と申様のあしらひふて呼棄小致

申候是さへ口惜存居申候處役人の方ふては私小本性を捨菅氏を名乗せ申様の積り相聞を申候全躰學績相續と申て寺の後住のものと申事故可然義と存居申處右之通ふて一儒者の身小大小恥と仕候事父小對し申譯無之候右様之儀は幾重ふも相斷此方申分相立申事も可有之義よ候へ共私多年の願望遂候期は無之様小相見申候叔父萬四郎別の節何分神邊を根城と存ト隨分都會へ出遊候事出來申旨私小納得させん爲ふ申候へ共此方へ參見候へバ中々左様之事ふて無之由左様の事出來申候ても私本志は成就不仕何分年少氣壯の内ふ一度大所爲出當世才俊と被呼候者と勝負を決申度奉存候家父家叔父共御承知之氣遣手小御座候故兎角手放候事致兼此度爰許へ差越候も兄弟同様の太中小預け置候へバ氣遣無之其内ふ年も寄候へバ分別直り可申と心組可申候へ共私は若氣者と申のみよては無之前段之大志御座候故小御座候此念願と申も人小少も世話をかけ物入をさせ候事よても無之唯一言之許を受候へバ直小私一分の才覺

を以て一人口食事は如何様とも仕申候家元より仕送等小預候
 義の一錢も煩し不申積小御座候未若年之私小御座候故繁華の
 地よて身を持崩父の面よごしを可仕やと其段も氣遣可申候へ
 共全躰人の放蕩と申も自身よ定りし所業無之懸り人根性と相
 成申故小御座候自身世帯仕候へ心一錢を遣候ても自身の難儀
 小相成候事小候へ心左様の事いせよと申ても仕者ふても無之
 候右之通大儒名家と被呼申度志の者少しふても人口よ懸り候
 義御座候ては萬事瓦解仕候は勿論小候皆川文藏あどの所行は
 老人故人も立置申候若年の者其真似は出来不申候何分藝州の
 何某と名乗申候へバ何處迄も 君父の恥辱小相成候様の義は
 可仕様無之候凡人を氣遣申候は其志其居場所よ安ト不申候て
 別小存念を出し兔や角仕候故小御座候其者の念願を達させ候
 は、其上小何を存立可申哉又燒鳥小へ緒と申様小人を氣遣候
 ては盡期有之間敷候左候へは廣島よ右之通ふて差置神邊小此
 通ふて差置候へバ雙方いつ迄も安心仕候期は有之まじく此地

小居候へ心卅人はどの塾生々は先生と被仰田地等の家督も御
 座候へども何分人の跡を囉ひ機嫌と取り候事不面白奉存候家
 父老年小相成候て他所へ罷越候義如何敷御座候へども此所へ
 参り居候も京大坂小居候も五十歩百歩の違小候へば同事小候
 へばきらびやかある所小罷出一本立よて持見申度ケ様の所小
 ぐせく仕候事何とも始終途中間敷また菅先生福山より扶持
 格共小頂戴致居ふれ其養子あしらひに仕候へバ右様仕官辭退
 仕候ても家父へ歸省仕候事も思ふ様には相成中間敷京大坂よ
 浪人を立居申候へ心却句自由小相成申候此處小彼是と年月を
 積候内菅先生養育の恩義は日々小重り候て難去相成可申さり
 とても多年の念願無小仕候も残念至極申計も無之如何可仕哉
 と案煩當所へ参候てより下地の病氣増々重り食事等大小減少
 仕肉脱仕候由御座候てふらく仕居申候已小當塾小て學頭仕居
 候もの段々此以前死去仕候ものも御座候由何卒尊公様の御憐
 愍ふて一人御救被下本意を遂候事ハ出来中間敷哉左様小も

相成候は、英氣は百倍仕多病の身も學問出精天下の人ふ一人も追付れ不申了簡、御座候身分落着業事成就仕候上は家父も安心仕少は御國の御用ふ相立候事出來可申何卒兩親生存申ふ此場を見せ申度奉存候いつ迄も不得心の事仕候てはいつ安心を仕らせ喜悅の眉を開かせ候期も無之候へば甚不本意之義御座候ケ様の存念廣島ふ居候節より申上度奉存候へども憚多く時節も到來不仕と存默仕居候去冬も右の趣ふて事已ふ定の上あまり匆忙の義ふ御座候故黙々として御別申上候此事菅先生へ打明て申とも存候へども難申出愚父叔父をへ申出候ても中々差許不申ハテ出來る事も出來ぬ様ふ相成申候左様ては生涯の慇懃ふ相成恩を傷候事御座候父叔父をどの氣遣申候ふ付私身分ふ於て何ぞ手放難相成様の義も有之間敷哉と御疑被遊候義も有之べく候へども是は骨肉の間はいつ迄も小兒の様ふ存ぞ思切候取計は得出し不申病人の療治は他人決斷仕候如く此場は他人之所決ふ御座候尊公様をらで、此義御決斷被下候

人無之候故半年の餘もとつをひつ案トつめ候此度憚を不願生涯の浮沈と覺悟相究申上候乍憚能々御勘辨被下何卒宜敷御計も御座候は、尊公様の御心付として被仰出可被下候乍去私事先年より御領分内ふて出行難相成ふ候處格別の御取成を以て當所迄罷越又々高罪を仕候事如何可有之哉何分尊公様御了簡ふて宜敷御取計ひ被遣私生涯の大望御遂げさせ被遣候は、此御恩世々忘却仕間敷候是にても心事難盡萬々御推察被遊可被下候御懇意ふあまへケ様の義申上恐入候誠は他國ふ居候ても御國の義とよかれがしとのと奉祈候事ふ御座候尊公様國の爲めふは自愛可被遊候乍懼

當君御英明ふ被爲在候段乍蔭欣躍仕候あむをれ身分人並ふ御座候は、爲國家粉骨盡忠節ものよ御座候致方も無之事せめて前文の通自身出來覺御座候事ふて餘所あがら尺寸の報恩仕度奉存候故此上あが御棄被遊不被下御世話被成下候は、難有奉存候乍憚私杖柱とも奉仰願候 尊公様よ御坐候へば私の爲

めよも御長壽被下す候ての相濟不申候失言の罪眞平御免被遣
可被下候とても筆ふの盡不申申留候頓首敬白

七月廿六日

此書狀相達候義無覺束奉存候間一筆にても御答御聞せ可被
下候様奉希望候もし御答被下候は、金春傳九郎御呼寄御申
付被下候へ心便を求め答をくれ申候傳九郎は御存知の者の
様小覺申候市左衛門二男市之丞弟、御座候私懇意ふ仕候も
の小御座候内々箇様の義申上候義家父叔父ども承候は、ど
の様小不機嫌可仕も難計候乍去私より打出し可然思召候は
、御申越可被下候打出候ては言懸りと申様、却句私申條立
ては仕間敷と奉存候故不得已如此小候不明白の様の義よて
心悪く候へども其段御推察被遊可被下候乍懼書落候義申上
候先年去人私身上之事相謀候て京大坂よて 御上の御調物
書物類あどの世話を仕候ものにより申候事は出来間敷やと
申候事有之御考の爲小申上候何分 思召有之京大坂住被仰

付候事は出来ぬもの小御座候哉左候は、いづくふても否と
申ものは有之間敷候當所小參居候ても福山の自由よ致事を
り不申本國の御指圖次第のもの奉存候ケ様の事私より申
上候義誠小恐入候義御座候へども度々書狀小申上候も却て
失敬小御座候故此度を序小申上置候ものも御考合よ相成申
義も可有之や小奉存候誠小御懇意小あまへ失禮之義可有之
其段は御海容被遊可被下候
右様之書付御覽後は火中被遊可被下候御子息様も御懇意よ
被成下候へ共尊公様ほど小は乍憚不奉存候もし洩候義御座
候ては不宜候駒井數馬あどは多言の男ふて直小私方へは通
申候事成就の跡ふてはしれ候ても毛頭不苦事小御座候へ共
其事未成内、機事貴密の事小御座候
此書狀金春傳九郎御届可申上候間御直小御逢も被下候は、
難有可奉存候尤届させ候のみふて書中の趣しらせは不仕候
御逢相叶不申候は、御直小御受取ふても御自筆ふて被遣被

下候へば此方へ早速届申候て私安心仕候義ふ御座候

(山陽外傳)

大久保忠世兄弟長篠の働き

天正三年四月武田四郎勝頼甲斐の國と立ち遠江の國を経て三河國長篠の城ふ押しよす徳川殿御父子うしろまきせんとてうちたち織田殿ふ加勢を乞はる御使度々ふ及ひてのち信長父子數万騎の兵を將來りあるみ原ふ打向ひ流を前ふあして柵を結て陣をとらる此あるみ原といふの南北ふ高山そびへて其間三十丁よりは過ぎずのりもと瀧澤ふたつの川縦横ふ流れて落合たり勝頼敵近付きぬと聞きて長篠の城の上ふ當て鷲の巢といふ山に要害を構へ宗徒の士大將七人をとめて其身は壹萬五千餘騎を引卒し瀧澤川と渡りてあるみ原ふうち出谷川を前ふ當て陣をわかつて十三所西に向て扣はたり兩陣の間わづか廿丁ふり過き五月廿日の夜酒井左衛門尉忠次信長の軍兵を引具し山路をつとめて鷲の巢ふむかひ明れば廿一日の朝

かたきの要害を攻め落す忠世が弟治右衛門忠佐兄ふむかひ今日の戦ひ我等ふ爲ふは當の敵信長の加勢ふ先をかけさせん無念の次第あるべし我等先ふかりて戦はゞやといふ忠世いみづくも申たるものかあさて徳川殿ふ参りてかくと申す足輕の弓鐵砲の達者引ききせぐつて兄弟ふ附られたり馬ふ乘ては懸引自由あるまゝとて兄弟手勢も皆かまいたせして先陣をすゝむ石川本多鳥居平岩が勢同トくつゝいて撃ていづ兄弟先づ足輕を出し敵ふ向て鐵砲を一度ふ放つ武田方ふも山縣三郎兵衛尉昌景千五百人はも同じくかりたつてしむろをかたふけ面もふらき大鼓を打ち曳や聲を揚げて進み來る兄弟が兵敵かゝればさつと引て鐵砲をはあつて打散しかたきひらけをさつて飯へしためて切てかゝる小菅廣瀬三科とて一人當千のかたきと忠世兄弟と名乗かけく遅つかへしつ九度ひ迄攻めたりけきバ小菅三科手を負うて引く大將昌景鐵砲ふ當つて馬ふ落つ織田殿の方ふても佐久間左衛門尉信盛六千人瀧川左近將監一益三千人柵より外へうつて出で馬場内藤ふかけたてられ散々ふありて

引て入る數万騎の軍勢たゞ一所小集て柵より外小出もせず唯遠矢
 小射取れやと三千挺の鐵砲を一面小立並べてぞ放つたる織田殿は
 るか小大久保の兄弟が軍するやうを御覽トて家康の手の戦ひゐた
 き味方何れひまありとも見えを其中小金の蝶の羽腰ふさしたる淺
 黄の幟小黒餅附たる敵うとみれば味方ふあり味方かど見えばかた
 ぎとありかたき味方のさかへ定かあらを誰かある見てまゐれと宣
 へバ徳川殿の御陣小馳來りてかく申す徳川殿聞しめしわれは家康
 が侍蝶の羽は黒餅が兄大久保七郎右衛門忠世黒餅は同次右衛門忠
 佐とて蝶の羽が弟ふて候と仰あれを織田殿此のよしを聞き給ひ何
 味方と申そかさん候と申すあつたれ大剛の兵かあ必ず兄弟ふ似た
 らんは信長が手のものふは未だ候はぬとぞ宣ひける

板倉勝重奉行職に任せられし事を記す

藩 翰 譜

天正十六年徳川殿駿河の國府より移住させ給ふに至りて多くの御家
 人の中を撰ひ給ひて勝重をして此處の町奉行職に任せらる初め勝

重を召して此職の事仰せ下されし其任は堪へざる由を固く辭し
 申しけきとも更ふ御免し給し勝重さらは宿所小罷り歸り妻ふて候
 ものとはかりてゐる御返事をば申すへけれと申す徳川殿笑はせ給
 ひて左もありなん罷り歸りて相謀れと仰せ下さる妻は勝重が歸る
 を迎ひて悦ぶべき事有りと告げ知らする人あり如何ある幸や候と
 言ひける小勝重物を云はずは、えみて衣裳を脱ぎ捨て座小直り妻
 又打ち向ひされバ今日召されし事餘の儀にあらす此度御座所を移
 さるゝ小依りてかの町の奉行たるべき由を仰せ下さる如何ふも叶
 ふへからざる由を辭し申せども御免し給しさらは我家小歸り妻小
 謀り候はんと申して罷り歸りぬさて御事は如何と思ふと云ふ妻は
 大に驚きて移ああさましや私の事あらは夫婦相謀ると言ふ事も
 そあれ公よりしてかゝる事や宣ふへき況して是は仰せ下さるゝ處
 あり殊小其職小堪ふる堪へじは御心小ふそあるへけき自いかて知
 り候へきと云へは勝重いやゝ我此職小堪ふる堪へトは我心一の
 み小非を御身の心小よる事小侍るそ先心を静めて能聽き給へ古よ

り今小至り異國よも本朝ふも奉行頭人あと云はるゝ者の其身を失
 ひ家を亡さぬは稀あり或は内縁小付て訟をふとはる事公あらず或
 は賄賂ふ依りて理を判つ事私多し是等の禍多くは婦人より起る所
 あり我若し此職奉らん後は親しき人の言ひ寄らん事ありとも訴訟
 の事とりあし給ふまじきか僅の賜物參らせ候事ありとも苞苴の物
 うけ給ふまじきは是等の事を始めとして勝重か身の上如何ある不
 思議の事ありとも差出もの宣ふまじき由の堅き誓を請けざらん小
 は勝重此職小任する事は如何ふも叶ふべからずされはるを御身と
 はからふべしとは申したれと云ふ妻つくくを打ち聞きて實小宣
 ふ所理りふるを侍れ自からは如何ある誓も立てるん御前小參てか
 るまさらせ給へと云ふ勝重大小悦ひて神小かけ佛小かけて堅く誓
 を立てさせ此上思ひ置くをあしきは參らんとて衣裳引き繕ひ
 て出づ袴の後の腰を押しもちりて着たり妻うしろさま小見て袴の
 後悪う候と云ひて立ち寄りて直さんとす勝重聞きも敢すされはる
 そ我妻小謀らんと申せしは過たさりけを勝重か身の上の事如何あ

る不思議ありとも差出物言はしと誓ひしは今の程そかし早くも忘
 れ給へるや此定あらんふは勝重職奉る事叶ふべからせとて又衣裳
 脱き捨てんとす妻大小驚き悔ひてさまくの退狀參らすさらば其
 詞いつ迄も忘れ給ふあと云ひて御前に參る徳川殿如何小汝か妻の
 何と云ひしそと仰せければ妻小て候者か謹んで承れと申し侍ると
 申す徳川殿さふそ有るらめとて大小笑はせ給ひしとあり

左少辨俊基朝臣二急び關東へ下向路次の條 太平記

俊基朝臣は七月十一日小六波羅へめし捕られて關東へ送らるたま
 ふ再犯赦さるは法令の定る所されば何と陳ずるとも赦され去路
 次小て失はるゝか鎌倉まで斬らるゝか二つのあひだをばはあれと
 思ひ設けてそ出られける落花の雪小踏みまよふかた野の春の櫻が
 り紅葉の錦着てかへる嵐の山の秋の暮一夜を明すほどだふも旅ね
 とあれを物うき小恩愛のちぎり淺からぬ我がふるさとの妻子をば
 ゆくへもしらまおもひかき年久しくも住ま馴れし九重の帝都をば

今をかざりとかへりみて思はぬ旅ふいでたまふ心のうちぞ哀ある
 憂きをばとめぬあふ坂の關のしみづよ袖ぬきて未は山路をうちで
 の濱沖を遙ふ見わたせば潮あらぬ海ふこうれ行く身をうき舟のう
 きしづと駒もどいろと踏鳴す勢田の長はしうち渡り行きかふ人ふ
 あふみ路や世をうねの野ふたぐたづも子を思ふかや哀あり時雨も
 いたくもる山の木の下露ふ袖ぬれて風ふ露ちる篠原や笹わくる道
 をすぎゆけば鏡の山はありとても涙ふくもりて見えわかき物を思
 へむ夜のまふもおいその森の下草に駒を止めてかへりみる故郷を
 雲や隔つらん番馬醒が井柏原不破の關屋は荒はてゝ猶もる物は秋
 の月いつか我が身のをはりある熱田の八つるぎ伏拜みしはひふ今
 やあるみがた傾く月ふ道ええて明けぬ暮れぬと行く道の末はいづ
 くとはたふみ濱名の橋の夕潮ふひく人もあき捨小舟沈まはてぬ
 る身ふしあれは誰かあはれとゆふぐれの入相あれは今はとて池田
 の宿ふつきたまふ元暦元年の頃かどよ重衡の中將の東夷の爲ふと
 らされてゑの宿まつき給ひし小東路のはふふの小屋のいぶせき小

故さといかまひしがるらんと長者の娘がよみたましその古の哀
 までも思残さぬ涙あり旅館の燈幽ふして鶏鳴曉を催せば匹馬風よ
 いをえて天龍川をうち渡りさよの中山越え行けば白雲道をうづ
 来てそゑともしらぬ夕暮ふ家郷の天を望みても昔西行法師が命な
 りけりと詠トつゝ二たび越えし跡までもうらやましくぞ思はれけ
 る隙ゆく駒の足早き日すでお亭午ふ上ればかれいひ進るほととて
 輿を庭前ふかき止むあがえをたゝきて警固の武士を近づけ宿の名
 を問ひ給ふ小菊川と申すありと答へければ承久の合戦の時院宣か
 きたりし答ふよて光親卿關東へ召下されしがゑの宿ふて誅せられ
 し時昔南陽縣菊水汲下流而延齡今東海道菊川宿西岸而終命とかき
 たりし遠き昔の筆の跡今は我が身の上よあり哀やいとゝまさりけ
 ん一首の歌を詠じて宿の柱ふぞかゝれける
 古もかゝるためしをさく川の

同じ流ふ身をや沈めん

大井川をすぎ給へば都ふありし名をきゝて龜山殿の行幸の嵐の山

の花盛りうさうげきしゆの舟ふのり詩歌管絃の宴ふ侍りしゑとも
 今は二たび見ぬ夢とありぬと思ひつゞけ給ふ島田藤枝ふかゝりて
 岡べのまゝくせうら枯きて物悲しき夕暮ふ宇都の山へを越行けを
 楓いと茂望て道もあし昔業平中將のすゑ所を求むとて東の方へ下
 りしふ夢ふも人ふあはぬありけりとよみたりしもかくやと思ひし
 られたり清見がたを過ぎ給へば都ふかへる夢をさへ通さぬ波の關
 守ふいと涙を催され向はいつみまほが崎興津浦原うちとぎてふ
 トの高根をみたまへを雪の中よりたつ煙上あき思ふくらべつゝ明
 る霞ふ松見えて浮島が原を過行けべしほひや淺き舟をえてかりた
 つ田子のとづかふもうき世をめぐる車かへし竹の下道ゆきまやむ
 足がら山のたうげより大磯小磯見おろして袖ふも波はるゆるぎの
 いろぐとしもはあけれども日數積まば七月廿六日の暮程ま録倉ふ
 るそつき給ひけれ

もろよしの丙吉をいひ一人のこと

本居宣長

わふはへの葉求といふからふみよむをきけバかの國の漢といひし
 代ふ丙吉といふ大臣ありけり春の頃宅のへゆく道ふ牛の人ふひか
 れて來るが舌を出していみじく苦しげふあへぐを見て今夏ふもあ
 らざるふるの牛いたく暑けれをこそかくは喘ぐあれ總てさむさぬ
 るさの時ふかなはぬは天の下のそまあひあるべき事ぞ國の大臣は
 もはら陰陽を調ふる事をむねとすべきつかさあるふ今かゝるはわ
 がうれふべきとありといひけれをみあ人げよどかしらまりて世
 小いみじき事と思ひあふりどろ今おもふにまはいとをまがましき
 めとあり暑きふるあらびとてまよよりてはあどかしか喘ぐふと
 もあからん又さばかり陰陽のどゝのひを心よかけたらんふは常ふ
 みづからるゝろみるべきわざあるふたまゝ道かひよ此の牛のさ
 まを見てゆくりあくさとりたるはいかふぞやもしるの牛の喘ぐを
 みせをしらでやむべきふやさればふは實ふさ思ひていへるふはあ
 らで人ふいみじき事と思はせんとのつくりごとふふそありけれ
 もしまふとふしか心得たらんふはいふかひあきしれものあるをよ

ふいみづくしるし傳へたるもいとをふかり又もとより陰陽を調ふ
あどいふよとあるべくもあらせず世の中の事は時々天地の
あるやうも何も皆神のみわざふて時の氣のかあひかあはぬあど更
ふ人のしるべきわざふはあらぬをうくよとくしげにいひますは
すべてかの國人のあらひふていとくみちたくうるさきわざあり
かし

西山義公

常山紀談

水戸中納言光國卿は頼房卿の第三の子東照宮の御孫あり寛永十年
威公の嗣いまだ定まらざりしかば嚴有院の仰ふて中山備前守信吉
水戸ふいたり光國卿三つふあり玉ひしを見てかくと申し上げて嗣
ふ定まりぬ正保二年史記の伯夷傳を讀みて深く感ずる處あり是嗣
は兄の頼重立ち玉はん事あるまかく定りつれば長子の方ふ家を譲
るべき志ふれりして起れり是方又學問を好み玉ふ志殊ふ篤かりき
明歴三年より大日本史を撰ひ始めらる神功皇后を帝紀ふ離けて后

ふ列し大友皇子を天子と定め南朝を正統と立てらる皆此君の義烈
あり寛文三年頼房卿卒去あり葬禮僧家の法を用ひず瑞龍山ふ葬り
威公と諡し廟を水戸の城中ふ立てらる祭祀の儀式を定め玉ふ殉死
すべき士ありしふ自其家ふ至りて止めらるふ其理正しき故ふ殉
死をといまりしかば此事聞て殉死天下一統停止の旨仰せ出ださ
れしは此君のゆゑあり又兄の頼房卿の子松千代綱方を強ひて養嗣
とせられん事を乞ひてもし聞き入れられずバ世を遁るべき志あり
しかむ頼重卿許諾あり松千代の弟采女綱條をも引きとり養ひ玉へ
り明朝の遺民朱之瑜といひし文學ある者清朝の粟を食せトとて日
本ふ渡りしを筑後柳川の文學安東省菴其俸祿の半を分けて養ひ置
きしを召して師とし玉へり綱方病よよりて卒去ありしかども弟綱
條を養ひ置かれし故即世嗣ふし給ひぬ延寶元年孔子の堂を水戸ふ
立て玉はん爲江戶駒込の屋敷ふかりの設をあし玉ふ日本古よりの
假名の文章を編みて三十巻とあしたるを天聽ふ達し御西院の帝よ
り名を扶桑拾葉と賜はり即獻じ奉り玉ふ天和二年朝鮮の使臣江戶

ふ来り三使進物の目錄禮義を失せる故三條の疑問ありしふ答ふる
詞あかりきとあり後西院の帝の勅命ふより鳳足といふ御硯二銘を
作らましかば宸筆を下し玉ひて賞美せさせ玉ふ其御詞の中は備武
兼文絶名士といふ句ありしふ印ふ彫らせられきとあり元祿三年領
國を綱條卿ふ譲り玉ひ權中納言ふ任せられ玉ひしが程なく辭表を
奉りて歌ふ

位山のほるも苦し老の身は

ふもとの里ろ住みよかりける

是より常陸の久慈郡太田郷の西山ふ引き籠り玉ひし小山莊の有さ
ま萱をもて葺き門垣ふは蔦はひかゝり只竹がき一重よて池ふ蓮を
植ゑ西山のほとりふ桃數百株あれは河の流の橋を桃源橋と名づけ
鹿をはち鶴をかはせ玉ふふよくあつきけり瑞龍山ふ壽藏を設け
衣冠を埋み碑陰の銘をまづから作り給へり久慈郡小野平村旗櫻寺
ふ祠堂をたて頼義義家の神主を置かせらる又攝州湊川ふ楠正成の
墓を修し碑を立て碑面ふ嗚呼忠臣楠子之墓と自筆し陰ふは舜水の

撰ひし讀をほらせられ又舜水の碑を瑞龍山ふ建てられ其文集を輯
めて門光源光國卿と稱し玉へり彰考館を作りて和漢の群書をあつ
められしふ遠國他郷ふ學士を遣はし半紙一行の反古をも見るふ隨
ひ拾ひ收め玉ひける程ふ色々の書ども編集有りけり中ふも禮典類
聚五百卷は日本古來よりの寶典と稱すべしといふ寛文五年領國中
の淫祠三千八百ふばちすて新地の寺院九百九十七除かれ多珂郡ふ
て廣野ありしふ馬を放ち牧とあし玉へり地の利を盡くす術ふ心を
盡くされ海參發魚昆布をひ沼か浦ふまき海ふ蛤を放ち是より海物
多く出づ山ふは漆楮多く植ゑさせ玉ひけり元祿十三年西山ふ逝去
あり義公と謚せりとあり

福島正則伊奈圖書を殺す

藩 翰 譜

慶長五年の秋徳川殿上杉追討の爲め御下向ありしかば正則父子同
じく馳せ下りて下野國宇都宮ふ陣取る太阪の奉行等が兵興りて上
方又大に亂る徳川殿東國下向の大名悉く小山の御陣ふ召され上方

又亂れぬと聞ゆ人々の家族盡く大阪に在り家康之を思ふ心苦し
況して人々の心の内思ひ知りぬ抑弓矢取る身の習ひけふの味方と
見ゆしも明日は敵とあらん事珍らしからん今人々の敵と與えし給
はんとも家康いかで恨みを残すべき家康若し勝軍したらん後人々
の見參ふ入らん時は今までのよしみ忘るべからず悉く是れを引返
して大阪に返り給ふべしと仰せらる未だ申し出す者も無かりし所
小正則一人進み出で上方の軍興りし事聞及ぶ所之大阪の奉行等秀
頼の仰せを蒙りて天下の軍勢を催すところ承れ秀頼御年僅小八
歳ふところあらせ給はでいかでかゝる御結構やまざるべき是れ偏小三
成お計らいふて天下を亂さんとする條疑ふべからん人々の心は如
何ふもあれ正則は於ては關東の味方として彼凶徒を誅伐仕るべう
候と申えければあり合ふ所の大名一人も殘るべき皆正則が申す旨ふ
隨ふ徳川殿悦ばせ給ふ事淺からん正則頼がて海道の先陣して自ら
上り美濃國高須竹鼻等の城を打破りて岐阜の城を攻落し關ヶ原ふ
戦ひて多くの敵を討亡し毛利嶋津等を降して天下悉く徳川殿に歸

せし事正則が功莫大なりされども此人心猛く行ひ暴々しく人の命
を斷つよと昆蟲殺すとも思はずまして此度の功ふや誇りけん不思
議の振舞多ありけり關ヶ原軍終りて後徳川殿近江の國草津の宿に
到り給ひて洛中物靜かからんと聞召し狼藉を鎮められんが爲め正
則等して都に登せらる正則の侍使すとて跡ふさがつて馳行く小日
の岡の關過ぐるとて番の兵と口論ふ及ぶ事ありしがかのが主小進
付て使の事終りて後身の暇賜はり引返して彼兵と戦死せんとて事
のやうを申す正則馬打立て之を開き以ての外ふ氣色損じやゝ有り
て後あつたれ汝主の使なればとて耻をしのびて歸り參り身の暇給
ひて後大勢に向ひ戦て死せんぞと思ふ神妙の至りあり正則思ふ子
細あり我ふ隨て來れとて都に引ぐし彼侍を召して汝一定死せんぞ
と問ふ仰せふや及ぶべきと答ふよりてさらんそれふて腹切れ正則
が身汝に代て徳川殿より彼關守らせらるし伊奈が首取りて汝に手
向せん物をとて首打落し伊奈圖書が許し贈り正則が侍伊奈殿に恨
み申すべき事ありとて腹切りぬ御實檢の爲め彼首を送りまぬらす

其心を待らるべきといふ伊奈其使ふ事のやうを聞き我が手の兵小問ふよそ斯る事ありしとは始めて知てけり仰せ承りて使をば返す井伊本多小相識して番の兵六人が首を切て贈る正則彌怒り小堪へず首悉く打返して凡そ天下の人貴あり賤あり貴きが賤しき小同しがら老賤きが貴き小異あるも誰かは之を知らざるべき正則が侍の首進らする所小賜ふ所の首は悉く足輕の兵とみそ見ゆつれ其品最も均しあら老抑正則身不肖には侍れども徳川殿の味方として御先をかけ随分の微功を顯はせしむと全く正則一身の功よあら老是れしかしあぶら家子郎等が命を捨て身を顧みざるふよりし所あり夫れふ今正則が侍を以て御手小屬せし足輕小準ト給ふ所正則天下小於て面目を失ひ訖ぬ又正則が進らせし所の首唯一つ報ひ給はらん所の首多きよとを望むふあら老是等の首給はらんよそ其詮あし速ふ返しまぬらすとそ申しける井伊本多之を聞いて大ふ驚き正則の宣ふ所理主極しぬさらば伊奈が手小屬せし騎馬の侍が首切てまぬらせある伊奈と中直りし給はらんよと公私の大幸何事か之ふ

過ぎんやと言ひたれば正則家子郎等ふうらまきて重ねてはかしく軍せん事叶ふまじ今は徳川殿も正則よしとも思召さじ此後門下小伺候せんよと詮あしとて引き籠る徳川殿此のよし開召して正則が申す條其理あきふあら老伊奈が計らひ不當ありと怒らせ給ひしかば伊奈圖書腹切て死す井伊兵部少輔直政頼がて其首を持せて正則が陣小行き向ふ正則みれを見て井伊殿の御力に依りて正則耻雪いで候とて悦びける此年十一月安藝備後國を正則小賜ふ今度の戦功を賞せらる所あり

扇 的

盛 衰 記

沖ヨリ粧ヒタル船一艘渚ニ向ケテ漕寄ス二月廿日ノ事ナルニ柳ノ五重ニ紅ノ袴着テ袖笠カツケル女房アリ皆紅ノ扇ニ日ノ出タルヲ杖ニ挿テ船ノ舳頭ニ立テ是ヲ射ヨトテ源氏ノ方ヲ招キキタル此女房ハ玉蟲前共云ヒ舞ノ前共申ス此扇ト云フハ故高倉院殿嶋ノ御幸ノ時三十本切リ立テ明神ニ進奉アリ皆紅ニ日出シタル扇ナリ平

家都ヲ落給ヒシ時嚴嶋へ參社アリ神主佐伯景廣此扇ヲ取出シテ是
 ハ一人ノ御施入明神ノ御秘藏ナリ日ハ故院ノ御情帝業ノ御守タル
 ベシサレハ此扇ヲ持セ給ヒヌラハ敵ノ矢モ却テ其身ニ當リ候フベ
 シト祝言ノ進セヌリケルヲ此ヲ源氏射外シヌラハ當家軍ニ勝ツベ
 シ射負セヌラハ源氏が得利ナル可シトテ軍ノ占形ニツ立ラレタル
 斯シテ女房ハ入りテケリ源氏ハ遙ニ是ヲ見テ當坐ノ景色ノ面白サ
 ニ目ヲ驚カシ心ヲ迷ハス者モアリ此扇誰ニカ射ヨト仰ラレント肝
 膽ヲ作り難唾ヲ飲ツル者モアリ中判官ハサテ誰カ有ル可キト尋ネ
 給へハ畠山云フ當時御方ニハ下野國住人那須太郎助宗ガ子ニ十郎
 兄弟コソ箇様ノ小物ハ賢ク仕リ候へ中サテハ十郎トテ召レヌリ禍
 ノ直垂ニ洗革ノ鎧ニ片白ノ冑二十四指タル白羽ノ矢ニ滋藤ノ弓ノ
 塗籠タル真中取テ溜ヲ下ダリニ指クツロゲテア參リタル判官アノ
 扇仕レト仰ス御錠ノ上ハ子細申スニ及バテ共一谷ノ岩石ヲ落ナシ
 時馬弱クシテ弓手ノ臂ヲ砂ニツカセテ侍シガ灸治モ未タ愈エス小
 振ヒシテ定ノ矢仕リヌ共存セス弟與一冠者ハ小兵ニテ侍レヒ翔鳥

的ナドハヅルハ稀ナリ定ノ矢仕ル可シト存ス仰下カルベシト弟
 ニ譲リテ扣ヘヌリサラハ與一ト召レタリ其日ノ裝束ハ紺村紺ノ直
 垂ニ緋威ノ鎧鷹角反タル冑ヲ居頸ニ着ナシ二十四指タル中黒ノ箭
 負ヒ滋藤ノ弓ニ赤銅造ノ太刀ヲ帶キ宿赫白馬ノ太ク逞シキニ洲崎
 ニ千鳥ノ飛散リタル貝鞍置テ乗タリケルガ進出テ判官ノ前ニ弓取
 直シテ畏レリアノ扇仕レ晴ノ所作ゾ不覺スナト宣フ與一仰承リ子
 細申サントスル所ニ伊勢三郎義盛後藤兵衛實基等與一ヲ判官ノ前
 ニ引居エテ面々ノ故障ニ日既ニ暮ナントス兄十郎指シ申ス上ハ子
 細ヤ有ルベキ疾々急キ給へ海上暗ク成リナハユ、シキ御方ノ大事
 ナリ早々ト云ヒケレハ與一誠ト思ヒ冑ヲバヌキ童ニ持セ採烏帽子
 引立テ薄紅梅ノ鉢巻締メ手綱搔繆リ扇ノ方へツ打向ケ、ル生年十
 七歳色白ク小髭生へ弓ノ取様馬ノ乗貌優ナル男ニヅ見エヌリケル
 波打際ニ打寄テ弓手ノ沖ヲ見渡セハ主上ヲ始奉リ國母建禮門院北
 政所方々ノ女房達御船ドモ其數漕並べ屋形々々ノ前後ニハ御簾モ
 机帳モサ、メキケリ袴楊卷ノ坐迄モ楊梅桃季ト飾ラレヌリ鹽風ニ

誘フ空燒ハ吾妻ノ袖ニヅ通フヲシ妻手ノ沖ヲ見渡セハ平家ノ軍將
 屋島大臣ヲ始奉リ中甲冑ヲ帶シテ數百艘ノ兵船ヲ漕並ヘテ是ヲ見
 ル水主揖取ニ至ルマデ今日ヲ晴トゾ振舞タル後ノ陸ヲ見レハ源氏
 大將軍大夫判官ヲ始テ中源氏大勢ニテ轡ヲ並ヘテ之ヲ見ル定ノ當
 リヲ知ラザレバ源氏ノ兵各手ヲヅ握リケルザレバ沖モ渚モ押ナベ
 テ何所モ晴ト思ヒケリ底シモ遠淺ナリ鞍爪鎧ノ菱縫板ノ浸ルマテ
 打入りタレヒ浦艾ノ馬ナレバ海ノ中ニテハヤリケリ手綱ヲユリ居
 エ、鎮ムレヒ寄スル小波ニ物怖レシテ足モ止メズ狂ヒケリ扇ノ
 方ヲ屹ト見レバ折節西風吹來テ船ハ艦舳モ動キツ、扇杖ニモタマ
 テチバクルリト廻リケリ何所ヲ射ヘシ共覺エズ與一運ノ窮メト
 悲シクテ眼ヲ塞キ心ヲ鎮メテ歸命頂禮八幡大菩薩日本國中大小神
 祇別而ハ下野國日光宇都宮氏御神那須大明神弓矢ノ冥加有ルベク
 ハ扇ヲ坐席ニ定テ給ヘ源氏ノ運極リ家ノ果報モ盡キバ矢ヲ放タヌ
 前ニ深ク海中ニ沈メ給ヘト祈念シテ目ヲ開テ見タリケレバ扇ハ坐
 ニヅ靜マレル有繫ニ物ノ射ニシキハ夏山ノ滋キ緑ノ木ノ間ヨリ僅

ニ見ユル小鳥ヲ殺サヌ射ルコソ大事ナレ挾ミテ立タル扇ナリ神力
 既ニ指副セタレバ手ノ下ナリト思ヒツ、十二束ニツ伏ノ鏑矢ヲ拔
 出シ爪ヤリツ、滋藤ノ弓握太ナルニ打食メ能引キ暫ク固メタリ源
 氏ノ方ヨリ今少シ打入り給ヘヤト云フ七段計リヲ阻テタリ扇ノ紙
 ニハ日ヲ出シタレバ恐レアリ蚊目ノ程ヲト心指テヒヤウト放ツウ
 ラ響クマデニ鳴渡リ蚊目ヨ上壹寸置テフツト射キリタリケレバ蚊
 目ハ船ニ留リテ扇ハ空ニ上リツ、暫シ中ニヒラメキテ海ヘ颯トツ
 入りニケル折節夕日ニ輝テ波ニ漂フ有様ハ龍田山ノ秋ノ暮河瀬ノ
 紅葉ニ似タリケリ鳴矢ハ抜ケテ潮ニ在リ濔浮洲ト覺エタリ平家ハ
 舷ヲ扣イテ女房モ男房モア、射タリト感シケリ源氏ハ鞍ノ前
 輪箴ヲ扣キテ射タリト響ケレバ舟ニモ響ミテグ在リケル紅ノ
 扇ノ水ニ漂フ面白サニ玉蟲ハ
 時ナラス花ヤ紅葉ヲ見ツル哉
 芳野初瀬ノ籠ナラテト
 判官大ニ感シテ白駒馬尾花毛ニ黒鞍置テ與一ニ賜フ弓矢身ノ面目

宇治川先陣

盛衰記

小島が先ヨリ武者二騎蒐出タリ梶原源太ト佐々木四郎トナリ景季
 が裝束ニハ木蘭地ノ直垂ニ黒革威ノ鎧ニ三枚冑ノ緒ヲシノ滋藤ノ
 弓ノ中ヲ取り二十四差タル小中黒ノ矢負ヒ練蹕ノ大刀佩テ鎌倉殿
 ヲリ給リタル磨墨ト云フ名馬ニ黒塗ノ鞍置テ騎リタリ高綱ハ禍ノ
 直垂ニ小櫻ヲ黄ニ返シタル鎧ニ鍬形打タル冑ニ笛藤ノ弓ノ真中取
 リ二十四差タル石打ノ征矢頭高ニ負ヒ噴物造ノ太刀帶テ是モ鎌倉
 殿ヨリ給リタル生暖ニ黄覆輪ノ鞍置テゾ騎リケル誰カ先陣ト見ル
 處ニ源太颯ト打入テ遙ニ先立ケリ高綱云ヒケルハ如何源太殿御邊
 ト高綱ト外人ニナケレバ斯ク申ス殿ノ馬ノ腹帶ハ以ノ外ニ窶マツ
 テ見ユル物カナ此川ハ大事ノ渡ナリ河中ニテ鞍踏返シテ敵ニ笑ハ
 レ給フナト云ヒケレバサモ有ラント思ヒテ馬ヲ留メ鎧踏張立擧リ
 弓ノ絃ヲ口ニ噉ヘ腹帶ヲ解テ引詰々々締メケル間ニ高綱サツト打

渡シテ二段バカリ先立タリ源太マバカラレケリト安カラズ思ヒテ
 是モ打浸シテ渡シケルガ馬ノ足綱ニ懸テ思フ様ニモ渡ラズ高綱ハ
 究竟ノ逸物ニ乘リタレバ宇治川早シトイヘドモ淵瀬チイハズサ、
 メカシテ金ニ渡シ向フノ岸近クナツテ高綱ガ馬綱ニ懸リ足ヲサト
 歩ミ除ケ、レバ元ヨリ期スルコトナレバ太刀ヲ抜キ大綱小綱三筋
 颯ト切り流シ向ヒノ岸ヘ打上リ鎧踏張リ弓杖ツキテ佐々木四郎高
 綱宇治川ノ先陣渡リタリヤト名乗モ果サヌニ梶原源太モ流渡リニ
 上リニケリ源太佐々木鎌倉ヘ早馬ヲ立テ何レモ劣ラシ負ケシト馳
 テ行ク源太ガ早馬ハ先立タリケルガ如何ニシタリケン足柄ノ山中
 ニテ高綱ガ早馬早立ヌ三日ト申スニ馳付テ高綱宇治川先陣ト申シ
 タリ同時ニ梶原ガ使又來ツテ景季先陣ト申シケリ右兵衛佐殿ハ安
 達新三郎清恒ヲ召テ佐々木梶原生キタリヤト問給ヘバ共ニ候ト申
 ス其後ハ尋給フ事ナシ後日ノ注進ニ宇治川ノ先陣ハ高綱ト注セラ
 レケルヲ見給ヒテコソ詞ト心ト相違ナシトハ宣ヒケレ

をこ者己が影におそるゝ語

今昔物語

今は昔受領の郎等小心はたぐれて人小武く見ねんと思ふをのこあ
 りけりある日あかつき小外へゆかんとて用意しける小其妻未明小
 ねきてくひものゝまうけをせんとする小ありあけの月の板間より
 さし入りたるひかりふてたのが影のうつりたるを見て大小れそれ
 つゝあわてさむぎつゝ夫がふしたるそバ小ふげゆきて夫が耳小さ
 々やきけるはかしふ小髪たろくとしたるわらはぬすびとが入り
 てたちたるあり出て見たまへといへバ夫ろれはいのふせんとする
 小やわたき事かるといふまゝ小枕上小かけたる太刀をとりに其や
 つ頸うちをとさんとのゝ去りて髪うちみだしなぶらはだかふてい
 でけるお月影小たのがかげのうつりしと見て童小はあらで太刀ぬ
 きたるたご小こそありけれかあふまじとふるひわあゝきをうと
 さげびて小げいりて妻ま向ひてわたもとはうるさきつはものゝ妻
 とふそたもひつる小何を見あやまりたる小やわらはぬすびと小は
 あらで髪みだしたる男の太刀ぬきもちたるふこそわりつれされど

もゑの盗人臆病ものとみえてわがいでたるを見て持ちたる太刀を
 たどすむかりふるひつれ我は外へゆく門出あれむはかき疵被ら
 んもよしあしをみあをばよも切らじゆきて追ひいだすべしといひ
 て衣を引かふりてふしたり妻いはくかいなき事なりあくて弓矢を
 とりて仕へ給ふまやいでわれゆきて見んとてたちいづる小夫のそ
 バ小ありけるかまじやうト小あたりけれバたふれて夫が上小ねは
 ひぬ夫ふれは盗人がたろひかゝりたると心得て聲をあけてさげび
 けれバ妻いはく盗人はとやく立さりたりうの上あるは障子のたふ
 れかゝりたるありといふ時夫たきあがり見る小盗人もあければ居
 直りてはだゝある脇をかきて手をねぶりにそのやつまことよ我を
 許小入来て物取りて去あんや盗人やつ障子をふみかけて去り小け
 り入りてしバしあらましかば必搦めてましわたとのつたあくてか
 くそ小がしつるといひひければ妻はあきれてぞ笑ひける後小妻が人
 小語りあるを聞傳へてかくあんかたりけるとあり

王子猷友を訪ふ

昔王子猷山陰といふ所へ住まけり世の中の渡らひはだされし
 て唯春の花秋の月のみ心をすましつゝ多くの年月を送りけり事
 小觸れて情深き人ありければ掻き曇り降る雪はトめて晴れ月の光
 きよくすさまじき夜一人起き居て慰め難くや覺にけん高瀬船に掉
 さしつゝ心小任せて戴安道を尋ね行く小道のはと遙ふて夜も明け
 月も傾きぬるを本意をらすや思ひけんかくともいはで門のもとよ
 り立ち歸りけるをいかよと問ふ人ありければ

諸共小月みんとを思ひつれ

かちらす人小逢はんものか

と心かりいひて遂ふかへりぬ心のすきたるほどは去れふて思ひ知
 るべし戴安道は剡縣といふ所へ住みけり人の年ごろの友あり
 同トさまよ心をすましたる人ふてあん侍りける

花山天皇

大鏡

つぎの帝花山天皇と申しき御諱師貞冷泉院第一皇子あり御母贈皇
 后懷子と申す永觀二年八月廿八日位ふつかせ給ふ御年十七寛和二
 年六月廿三日の夜淺ましく候らひし事は人ふも知らせ給はでひそ
 かに花山寺ふおはしまして御出家入道せさせ給へりしよそ御年十
 九世を保たせ給ふ事二年其後廿二年はたはしましきたりたはしま
 しける夜は藤壺のうへのみつ不ねの小戸より出てさせ給ひけるふ
 有明の月のいみトうあかゝりければ見證よるをゆりけれいかゝす
 べからんと仰せられけるをさりてとまらせ給ふべきやう侍らま
 神璽寶劍渡り給ひぬるふはと粟田殿の騒がしう申し給ひけるま
 帝出でさせ給はざりける前よ神璽寶劍手づから取りて東宮の御方
 小渡し奉り給ひてげれを還り入らせ給はん事は有まじく覺してし
 か申させ給ひけるとぞさやけき影をまをゆく覺しめしつる程ふ月
 の顔ふ村雲のかゝりて少し暗かりければ我出家は成就するありけ
 りと仰せられて歩み出させ給ふ程ふ弘徽殿の女御の御文の日頃や
 り残して御身も放たせ御覽トけるを思しめし出てしバしとて取ふ

いらせ給ひける程ぞかし粟田殿のいかまかくは思しめし立ぬるぞ
 只今過るばれのづからさはりもぞいでまうで來ちんと虚泣し給ひ
 けるさて土御門より東さまははします小晴明が家の前を渡らせ
 給へる自の聲ふて手をたびたいしくはたくと打つある帝下りさ
 せ給ふと見ゆる天變ありつるが既ふありふけりと見ゆるかを参り
 て奏せん車ふさうそくそうせよといふ聲聞かせ給ひけんはさりと
 も哀ふは思しめしけんかしかつく式神一人内裏に参れと申しけ
 れば月ふは見ぬ者の戸たしあけて出づ御後をや見参らせん只今
 むれより過させはしますといらへけりとかや其家は土御門の町
 口ちれば御道ありけり花山寺まははしましつきて御髪下させ給ひ
 て後ふぞ粟田殿はまかり出でたといふも變らぬ姿今一度見ぬかく
 と案内申して必参り侍らんと申し給ひければ朕をむはかるありけ
 りとてふそ泣かせ給ひけれ哀ふ悲しき事ありち日頃よく御弟子ふ
 て候らはんと契りてすゝし申し給けんか恐ろしさよ東三條殿はも
 し還り給ふ事やあると危ふさふさるべく大人しき人ふまた何がし

かゝしと云いみじき源氏の武者たちをふそ御かくり小添へられぬ
 りけれ京の程は隠れて堤はたりよりぞうちいで参りける寺をさ
 ふてはもしたして人あや取り奉ると一尺むかりの刀をもを抜
 きかけてまもり申しけるぞ

承久の亂

増鏡

承久も三年ふありぬ四月廿日帝おりさせ給ふ東宮四つふあふせ給
 ふふ譲り申させ給ふ近頃皆ふの御齡ふて受禪ありつればふれもめ
 でたき御行末あらんかし同じき廿三日院號のさだめありていまお
 りさせ給へるを新院と聞ゆれば御兄の院をば中の院と申し父帝を
 ば本院とぞきふねさするふのほは家實のおとゝ關白ふてたはし
 つれど御讓位の時左大臣道家のたとい攝政ふあり給ふかのあづま
 の若君の御父ありさても院のたばしかまふる事しのおとすれどや
 うくもれきふねてひるしさまふもその心つかひすべかめりあづ
 まの代官ふて伊賀判官みつすえといふものありかつくかれを御

勘事のよき仰せらるればみかたふまぬる武士でもおしよせたるふ
のぶるべきやうあくて腹きりてけりまづいとめでたしとぞ院はか
ばしめしけるあづまふもいとトうあわてさわぐさるべくて身のう
すべき時にふそあれと思ふ者から耐手のせめきたりあん時ふは
かあきさまふてかバねをさらさじおほやけとさきみゆともみづから
し給ふ事あらねばかつは我身の宿世をもとるばかりと思ひありて
弟の時房と泰時といふ一男とふたりをのしとして雲霞の武士を
たあびりせて都ふのぼす泰時をまへふすゑていふ様かのをあ
たび都ふまいらする事は思ふ所はしほんいのごとく清き死ふを
すべし人ふうしろ見おんふは親の顔また見るべからせ今をかぎ
りと思へいやしけれども義時君の御爲ふうしろめたき心やはある
されをよみさまの死にをせんふとはあるべからせ心をたけく思へ
かのれうち勝つあふば二たびみの足柄箱根山は越ゆべしあどあ
くいひ聞かすまふと小然ありまた親の顔をがまん事もいとあや
ふしとあもひて泰時も鎧の袖をしぼるかたと小今や限とあはれに

心はそげありかくてうちいでぬる又の日思ひがけぬほと小泰時只
ひどり鞭をあげていせ來たり父むねうちさわぎていかよと問ふ小
軍のあるべき様大かたのたきてあどはおほせの如くその心をえ侍
りぬもし道のほどりふもはからざるふかたじけなく風箏をさきだ
て、御旗とあげらる臨幸の嚴重ある事も侍らんふまわりあへらば
その時の進退いかい侍るべからんふの一事をたづね申さんどてひ
どりはせ侍りきといふ義時とばかりうちあんとてかしみくもとへ
るをのまかあその事ありまさ小君の御興もかひて弓を引事はい
かいあらんさばかりの時はかぶとをぬき弓の弦をきりてひとへふ
かしみまを申えて身をまかせ奉るべしさは孫らて君は都におは
しましあがら軍兵をたまはせば命を捨て千人が一人ふあるまでも
暇かふべしといひもはてぬふいそぎ立ふけり都ふも思し設けつる
事あれバ武士ども召つとへ宇治瀬田の橋もひかせてかたきをふせ
ぐべき用意心異あり公經の大將ひとりのみあん御孫の事もさる事
ふて北の方一條中納言能保といふ人の娘ありその母北の方は故大

將の同胞をば一かたあらせあつまをかもくたがしてさしいらへ
 もせ老院の御心のかろき事と修ぶあかり給ふ七條院の御縁の殿は
 ら坊門大納言忠信尾張中將清經中御門大納言宗家又修明院の御兄
 弟の甲斐守將中將職茂あせつたあまた聞ゆれどさのみはまる
 し難しいくさふまじりたつ人々みの外の上達部ふも殿上人ふもあ
 またありき御修法どもかをしらす行あはるやんごときき願密の高
 僧もかゝる時こそたのもしき見ざあめおの心をいたしてつ
 かうまつる御みづからもいみじう念せさせ給ふ日吉の社ふしのび
 てまうでさせ給へり大宮の御前に夜もすがら御念誦し給ひて御心
 のうちふいかめしき願どもを立させ給ふ夜すもしふけしすままで
 御社すこく燈籠の光幽かある程に幼きまらのはのふしたりけるが
 にはかふおびえあがりて院の御前にたいまわりふはまわりまわりて
 託宣しきりかたじけなくもかくわたりおはしてうれひ給へば聞き
 過ごし難く侍れと一年の御興ふりの時あさけあく防かせ給ひしか
 心衆徒おのれをうらまて陣のはどりにふりすて侍りしかばむまじ

く馬牛のひづめふかゝりし事は今ふうらめしく思ひ給ふるふより
 此度のまかたうせはなつかうまつり侍るまじ七社の神殿をまが給
 しろがね小磨きあさんとうけたまはるもはらうけ侍らぬありと
 のしりて息もたぬる様ふて伏しぬきあしめす御心地ものふ似
 老淺ましようおほさるふたい御涙のみぞ出くる過よし方悔しう取
 かへさまばし機々たみたりかしこまり申させ給ひ山の御興防ぎ奉
 りけん事必しもみづから思しよるふはあらざりけめを責一人よと
 いふらん事ふやとあぢきあし中院は飽かで位をすべり給ひしより
 言ふ出てふそ物し給はね世のいと心やましきまふかやうの御
 駈よもことふ交らひ給ひざめり新院の同ト御心ふてよろづ軍の事
 あせも掟て仰せられけりいつの年よりも五月雨晴間なくて富士川
 天龍川あどぬもいはせまきり騒ぎていかある龍馬も打渡し難け
 れば攻登る武士をもあやしくあやめりかゝれどもつひふ都ちか
 づくよしきみゆれば君の御武者もいでたつ其いきはひ六萬餘騎と
 かや宇治瀬田へわかちつかはす世中ひきのしるさま言の葉も

及ばせぬ難しあるは深き山へふげこもり遠きせのいふおち下
 リすべてやすげあく騒ぎみちたりいかいあらんと君も御心みだれ
 て思しまどふかねてはたけくまへ一人々もまふどのきはふありぬ
 れを心あはたしく色を失ひたる様ども頼もしげあし六月廿日餘
 ふやみくバくの戦だふあくて遂に御方の軍敗れぬ荒磯ふ高沙あど
 のさしくるやうふて泰時と時房と亂れ入りぬれをいはん方あくあ
 ぎれて上下たゞ物ふそあたりにまどふ東よりいひねるするまふ彼
 二人の大將軍とかういれきてつゝ保元の例ふや院のうへ都の外ふ
 うつし奉るべしときふゆれば女院宮々所々ふ思まふ事更あり
 本院は隠岐の國ふはしますべけれバまづ鳥羽殿へ網代車のあや
 しげあるふて七月六日いらせたまふ今日を限の御ありき淺ましう
 哀あり物ふもがあやとおぼさるゝもかひあし其日やがて御やしお
 ろす御年四十一つ二つやあまらせ給ふらんまだいとをしかるべ
 き御程あり信實朝臣召て御姿寫しかゝせらる七條院に奉らせ給は
 んとありかくて同じき十三日ふ御舟に奉りて遙ある浪路をしのみ

たはしまそ御心地此世の同じ御身どもたがされをいそじういかあ
 りける代々のむくいよかど恨めしく新院も佐渡の國ふ遷らせ給ふ
 まふとや七月九日帝をもおろし奉りさふの四月かどよ御讓位とて
 めてたかりしふ夢のやうあり七十餘日ふてたれり給へる例も是や始
 あるらん唐土ふぞ四十五日とかや位ふおはする例ありけるとぞか
 らの書讀し人のいひし心地するうれもかやうの乱やありけんさて
 上達部殿上人それよりまもはた殘るあく此事ふふれふしたぐひは
 重く輕く罪ふあたるさまいみじげあり中院ははしめよりまろしめ
 さぬ事あれば東ふもとかめ申さねど父の院遙ふ遷らせ給ひぬるふ
 長閑ふて都ふあらん事いとおそれありとたばされて御心もて其年
 閏十月十日土佐の國のはたといふ所ふ渡らせ給ひぬ

百濟川成飛彈の工

今昔物語

今はむかし百濟川成といふ繪師ありけり世ふあらびあきものふて
 ぞありける瀧殿の石も此川成がたてたるありけりかあまざさ御堂の

壁の繪もゑの川成が加きたるなりさるあひだ川成従者の童の小げ
 小けるひがしよしをもとめけるふねざりければあるかうけのしも
 べをやとひてかたらひていはくたのれが年ごろつかいつる従者の
 更らはすでも逃げふけりふれたづねてとりてねさせよとしもべの
 いはくやすきよとにはあれども童の顔を知りたらばふそからめ、
 せ顔をしらせしてはいかでからめんと川成げふさる事ありといひ
 てたゝうのみをとりいで、童のかほのかざりをかきてしもべふわ
 たしふれふ似たらん更らはをとるべきありひかしふしの市の人あ
 つまる所あり其旦たり小ゆきてうかうべきありといへばしもべ
 其顔のかたちをとりてすちはち市小ゆきぬ人きはめて多かりとい
 へどもこれふ似たるわらはあししをらく居てもしやと思ふほどふ
 此ふたるわらはいできぬ其かたちをとりに出で、くらぶるよつゆた
 がひたるとゑろあし是ありけりとかからめて川成かもとふぬてゆき
 ぬ川成ふれをぬて見るふ其わらはありけれバ力いみづくよろふび
 けり其ゑろふれをきくひといみじき事ふあにいひけるしかるふ其

ゑろ飛彈の工といふたくみありけり都うつりの時のたくみあり世
 小あふびなき者あり豊樂院は其たくみのたてたれをいみじきある
 べしさるあひだゑの工かの川成とあん各そのわざをいとみよける
 飛彈の工川成ふいはくわが家よ一間四面の堂をあんたてたるおは
 して見給へまたかへ小齋をどかきて得させ給へとあん思ふとたが
 ひふいとみあがら中よくてあんたはむれければあぐいふ事なりと
 て川成飛彈の工がいへ小行きぬ行きて見れば實よをかしげある小
 さき堂あり四面小戸みあきたり飛彈の工かの堂ふいりて其うち
 見給へといへバ川成ぬんふのぼりて南の戸よりいらんとするふ其
 戸はたと閉づねをさきてめぐりて西の戸よりいるまた其戸はたと
 とぢぬまた南の戸はあきぬされバ北の戸よりいるよは其戸は閉ぢ
 て西の戸はあきぬ又東の戸よりいるふ其戸はとぢて北の戸はあき
 ぬかくめぐりめぐるあまたたびいらんとするふとぢあきつ入る事
 をぬをわびてぬんよりたりぬ其時ふ飛彈のたくみわらふことかぎ
 りなし川成ぬたしと思ひてかへりぬ其のち日ごろをへて川成飛彈

の工がもと小いひやるやうわか家よおはせ見せ奉るべき物あんあ
 ると飛彈の工さだめて我をたばからんぞるあめりと思ひてゆかぬ
 をたび／＼ねんごろふ呼べたたくみ川成の家ふゆきゑのきたれる
 よしをいひ入れたるふふあたふいりたまへといはしむいふふした
 がひて廊のあるやり戸を引きあけたれば内ふ大きある人のくろバ
 みはれくされ死したる臥せりくさきふと鼻ふいるやうありおもひ
 かけざるふかゝる物をまたれば聲をはちてたどろきてのきかへ
 りぬ川成うちふ居て此聲をきゝて見らふ事かぎりあし飛彈の工た
 ろろしと思ひて土ふたてるふ川成其やり戸より顔をさしいでゝや
 社のれかくもありけるはたゝ來れといひければたづ／＼よりて見
 れを障子のあるふはやう其死人のかたちをかきたるあまげり堂ふ
 はかられたるがねたきふよりてかくしたるありけり二人の者の見
 ざかくあんありける其ふろのものがたりふはよろづの所ふ之をか
 たりてあん皆はめけるとあんかたりつたへたるとや

菅公

醍醐の帝の御時菅原のたゞ右大臣の位ふてたはしますざね世よ
 すぐれめでたくたはじまじ御心おきてもふとの外ふかしむくおは
 したるふさるべきふやたはしげんよからぬ事いできて昌泰四年正
 月廿九日太宰権師ふあしたてまつて流され給ふ子どもあまたた
 はせしふ女きんだちはむふせりし男きんだちは皆はせ／＼につけ
 て位せもたはせしをそれも皆方々ふ流され給ひて悲しきふ幼あく
 たはしける男君女きんだちまたひあきてたはしけきバちひさきは
 あへあんとたはやけもゆるさしめ給ひしかをともふめて下り給ひ
 しぞりし帝の御たきてきはめてあやふくふたはしませば此御子と
 もを同じ方ふだふつかはさゝりけりかた／＼ふいと悲しくたはし
 めしてたまへの梅の花を御らんじて
 まち吹かは句たふせよ梅のはさ

あるしあしとて春を忘れそ
 又亭子のみかどふきふぬさせ給ふ

流れゆく我は水屑とあり果てぬ

君しからと成てとゝめよ

都遠くあるまゝふあはきふ心ばそくおぼされて

君か住む宿の梢をゆくゝも

隠るゝまでふかへり見じ哉

又播磨の國ふれはしつきて明石の驛といふ所ふ御やどりせしめ給

ひて驛の長のいみトウ思ゑる氣色を御覽じて作らしめ給へる詩い

と悲し

驛長無驚時變改一榮一落是春秋

かくて筑紫ふかはしましつきて哀ふ心細く思さるゝゆふべ遠方ふ

所々煙立つを御覽じて

夕されは野ふも山ふも立つ煙

あけきよりゑそ燃初めけれ

月のあかき夜

海をらすたゝよふ水の底までも

清き心はつきろてらさん

ふれいとりしみるあそびしたりかゝげふ月日ふそは照し給はめと

ふろあめれ畧中又いと近く観音寺といふ寺のありければ鐘の聲きふ

しめして作らせ給へる詩をかし

都府樓纒看瓦色 観音寺只聽鐘聲

これは文集の白居易の遺愛寺鐘欵枕聽香爐峯雪撥簾看といふ詩よ

もまさゝまふ作らしめ給へりとゑそ昔の博士どもは申しけれ又か

の筑紫ふて九月九日菊花を御覽じけるついでふ未京ふれはしまし

ゝ時ふどの今夜内裏ふて菊の宴ありしふ此れとゝ作らしめ給へり

ける詩を帝かしく感ト給ひて御衣を賜はせ給へりしを筑紫ふも

て下らしめ給へりけれバ御覽せらるふ其折思しめしいでゝ作らせ給

ひける

去年今夜侍清涼 秋思詩篇獨斷腸

恩賜御衣今在此 捧持毎日拜餘香

此詩いとかじみく人々感し申されきかくてゑのれとゝはつくしふ

たはして延喜三年二月廿五日ふうせ給ひしぞかし御年五十九

七十八

源頼信平忠恒をせむること 宇治拾遺物語

昔河内守頼信上野守ふてありし時坂東ふ平忠恒といふつものありき仰せらるゝふとあきがおとくふするうたんとて多くの軍たふして彼がすまかの方へ行向ふふ入海の遙ふさし入りたるむかひふ家を作りて居たりふの海をまはるものちを七八日にめぐるべしすくふ渡らば其日の中ふ攻めつべければ忠恒渡りの舟どもを皆取隠してけりされを渡るべきやうもあし濱にたふうち立てるの濱のまゝふめぐるべきふとあれと兵ども思ひたるふ上野守のいふやうふの海のみゝふ廻りてよせむ日頃へあん其間ふやもしまた寄られぬかまへもせられあんけふの中ふよせて攻んふそあつは存外ふしてあわてまどはんぞれ然るふ舟どもは皆取隠したるいかゝはずべきと軍どもふとはれけるふ軍どもさらふ渡し給ふべきやうあし廻りてふそはよせさせ給ふべく候めと申しければふの軍を

もの中ふさりとふの道まりたる者はあるふん頼信の阪東方はふの度ふそ始めて見れされども我が家のつたへふて聞置きたる事あまこの海の中ふは堤のやうふて廣一丈ばかりしてすぐふわたりたる道あるあり深きは馬のふとをらふたつときく此程ふふそその道は當りたるらめさりとふこの多くの軍どもの中ふしりたるもあるらんさらむ先ふたちて渡せ頼信つゝきて渡さんどて馬をかきはやめてよせければ知りたる者ふやありけん四五騎ばかり馬を海ふ打れろしてたゝとたりふ渡りけれむそれふ切きて五六百騎ばかりの軍をも渡しけりまこせふ馬の太腹ふたちて渡る多くの兵どもの中ふたゝ三人ばかりぞふの道はしりたりける残は露もしらざりけり聞く事だふもあかりけり然るふふのかうどのふの國をばみれこゝ始ふてればするふ我ふはふきの重代の者共ふてあるふきゝだふもせむしらぬにかくし給へるはげふ人ふ勝れたるつはものゝ道りあどさゝやきれたちて渡り給ふ程ふ忠恒は海を廻りてぞよせ給はんぞらん舟は取隠えたれば淺道をむ只我ばかゞふそ知りたれ直ふは得渡

七十九

り給はし濱を廻り給はんあひだふはどかくも逃もしてんさうあ
くは得攻め給はしと思ひて心静ふ軍揃へて居たる小家のめぐりあ
る郎等あわて走り來りて云く上野殿はるの海の中小淺き道の候ひ
けるより多くの軍を引具して已ふるへ來給ひぬいかせさせ給
はんととあゝき聲ふあわてゝいひければ忠恒かねての仕度違ひ
て我軍で小攻られあんなせかやう小仕立奉らんと云ひて忽小みやう
ぶを書きてふみりささふ挾てさし上げて小舟小郎等一人のせて
持せて迎へて參らせたりけれバ守殿見て彼の名簿を受取らせて云
くかよう又名簿よれたたりぶみを添へて出すそでふきたるあり
されバあながち小攻むべき小非也とてふの文を取りて馬を引返し
けれバ軍ども皆歸りけり其後よりいと守殿をバ殊小勝れていみ
じき人ふたはしますといよくいはれ給ひけり

蟬丸の琵琶

今昔物語

今はむかし源の博雅の朝臣といふ人ありけり延喜の御子の兵部卿

の親王と申す八の子ありよろずのみとやんおとあかりけり中ふも
管絃の道ふあんきはまりたりける琵琶をもたへふひきけり笛を
もねあらずふきけり此人村上の御時ふ□□の殿上人ふてありけ
る其時ふ逢坂の關ふ一人の目しひ庵をつくりてすみけり名をバ蟬
丸とぞいひけるこれは敦實と申しける式部卿の宮の雑色ふてあ
りける其宮は宇多法皇の御子にて管絃の道よきはまりける人あ
り年ころ琵琶を弾き給ひけるを常ふきゝて蟬丸琵琶をあんたへよ
ひくさるあひだ此博雅のみちをあながちふ好てるとめけるふ
かの逢坂の關の目しひ琵琶の上手あるよしをきゝてあゝの琵琶をき
はめてきゝまほしく思ひけきをも目しひの家とやうあればゆか
せして人をもて内々ふ蟬丸ふいはせけるやうあふとたもひかけぬ
所よはずむぞ京ふきてもすめかしと目しひふれをきゝて其ふたを
をばささせしていはく

世の中はとてもかくてもすぞしてん

宮も葦屋もはてしあけれバ

とつかいかへりて此よしをかたりけき博雅みれをきゝてみじ
く心よく、たばねて心小思ふやう我あながち又此道を好むより
てかゝる此目しひふあはんと思ふゝろふかくそれふめしひ命
あらんももはかりがたし又わさもいのちを知らば琵琶も流泉啄
木といふ曲ありみれば世ふたにぬべきとありたいの盲のみふ
そふれをしりたるけれかまへてふれがひくをきかんと思ひて夜か
の逢阪のせき小ゆき小けりされども蟬丸その曲をひくことあり
けれを其後三年のあひだ夜々逢阪の目しひが庵のわたり小ゆきて
その曲を今や弾く今やひくとひそか小立ち聞きければもさらふひ
かざりける小三年といふ八月の十五日の夜月少しうはくもりて風
少しうちふきたる小博雅あられよひは興あるが逢阪の目しひふ
よひこそ流泉啄木はひくらめと思ひて逢阪小行きて立ち聞きける
小目しひ琵琶をかきあらして物わはれ小思へるけしきあり博雅こ
れをきはめてうれしくたもひてきくほど小目しひひとり心をやり
て詠じていはく

あふさかのさきの嵐のはげしき小

しひてぞぬたる世をすゑすとて

とて琵琶をならす小博雅みれをきゝて涙をながしてあはれと思ふ
事かぎりあし目しひひとりとふいふあはれ興ある夜かゝるもじわ
れ小あらぬ□□者や世小あるらん今霄心得たらん人のこかし物語
せんといふを博雅死して聲を出だして王城小ある博雅といふ者ふ
そふ、小来たれといひければ目しひのいはくかく申すはたれ小か
たはずと博雅のいはく我はしかゝの人有りあながち小此道を好
むによりて此三年ふの庵のわたり小きつる小幸ふふよひ汝小あふ
と目まひるれをきゝてよろふ其時小博雅もよろこびあふら庵の
うち小入りてたがひ小物がたりあきて博雅流泉啄木の手をきか
んといふ目しひ故宮とかくあんな弾き給ひしとてくだんの手を博雅
小つたへしめてけり博雅琵琶を具せざりければたゞ口傳をもてあ
れをあらひてかへすゝよろこびけりゆかつき小かへりよけりふ
れをたもふ小よろづのまちはたゝかくの如く好むべきありそれ小

近き世は實ふしからずされを末の代ふは諸道ふ達者ハすくあきあ
りまゑとふゑれあはれあるふとありかし蟬丸いやしき者ありとい
へどもとしごろ宮のひき給ひける琵琶をきゝてかくきわめたる上
手ふてありけるありそれが目しひふありふければ逢阪にはぬたる
ありけりそれより後目しひの琵琶を世ふ知るありとあん語り傳へ
たるとや

國文槩卷二稿本終

明治二十六年一月廿二日印刷
同 二十六年一月廿三日出版

兵庫縣士族

編輯兼
發行人

奥平清規

栃木縣宇都宮町
大字一條町三十九番地

茨城縣平民

印刷人

杉山福太郎

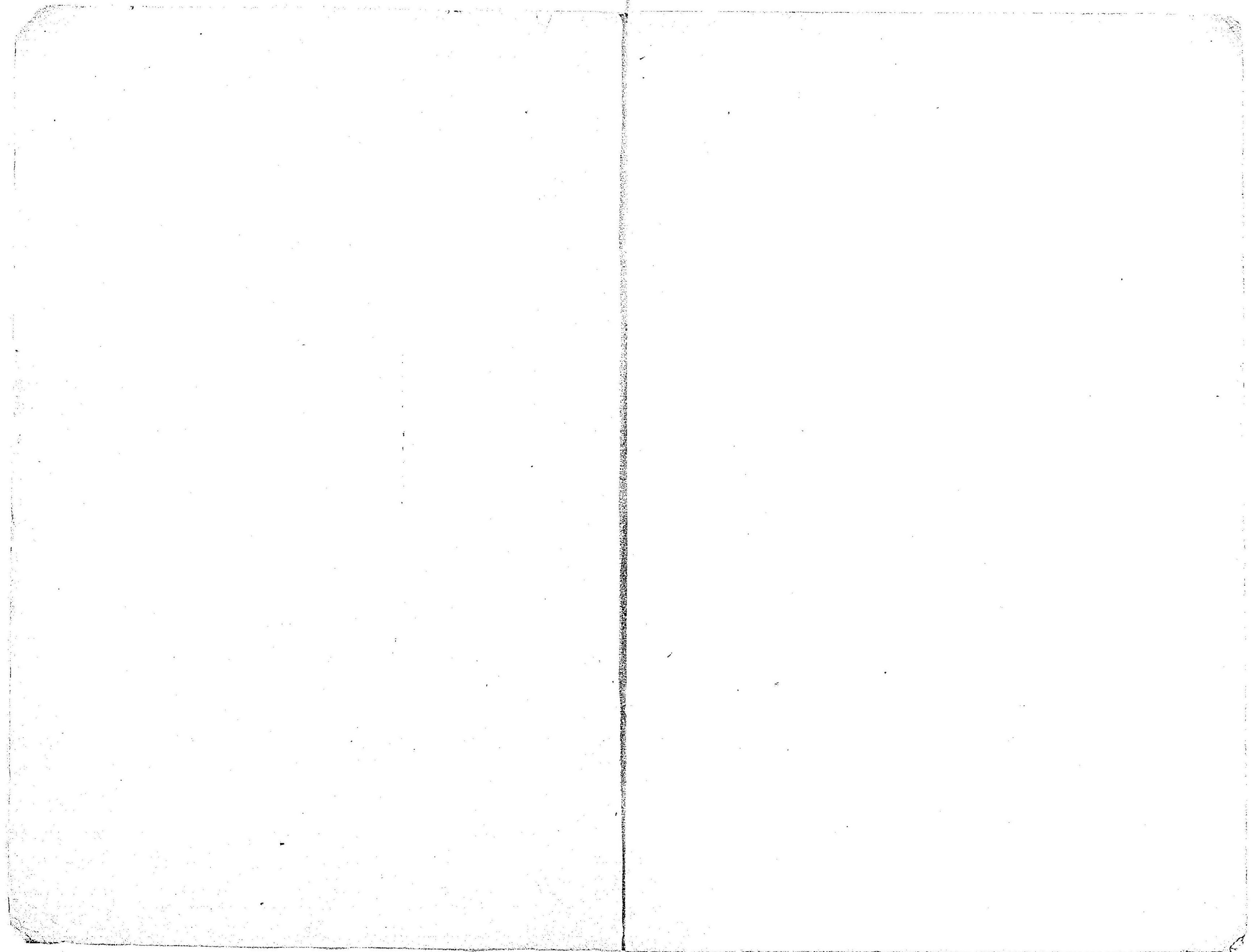
栃木縣宇都宮町
大字池上町七十九番地

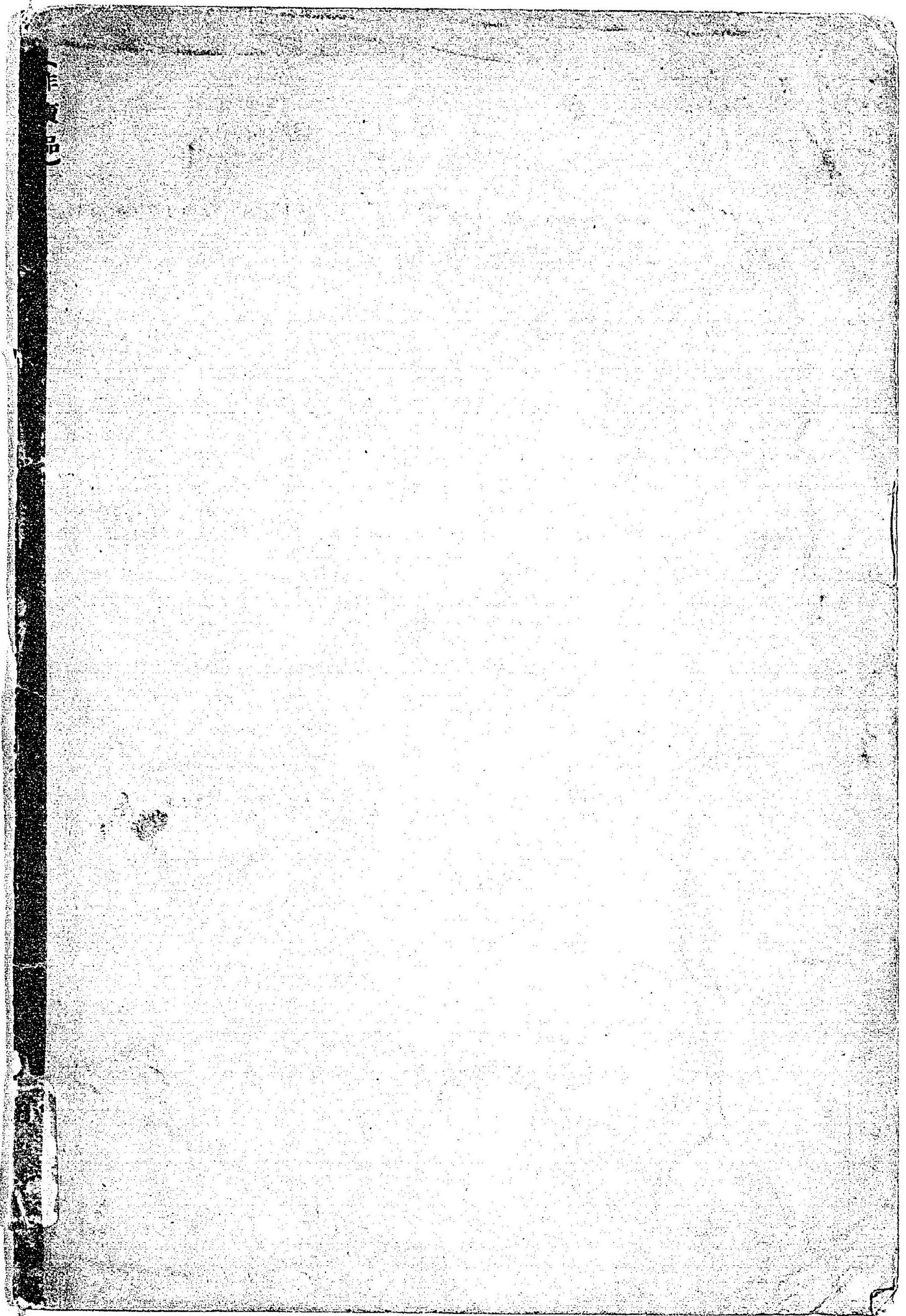
印刷所

開進社

栃木縣宇都宮町
大字江野町十九番地

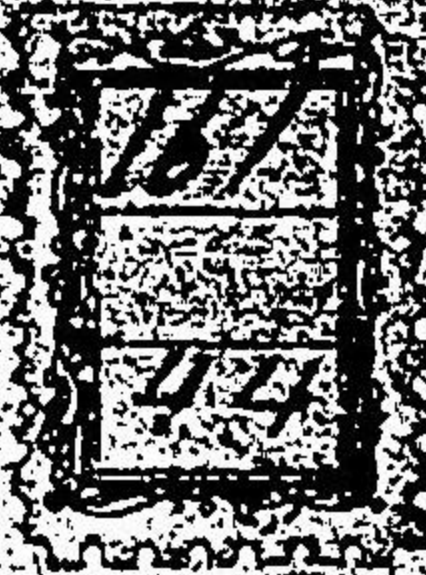






國文彙卷二

名字集



081621-000-9

特28-29

國文彙 卷2

奥平 清規/編

M26

DAC-6388

